官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一二八）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第百二十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、第八条及び第十六条、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項、第八条及び第十六条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条、第二十八条及び第三十三条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第三項、第九条及び第十二条の九、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第六条第三項及び第十六条、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条、第十条及び第十八条並びに薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第十一条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

第二号書式（第六条関係）

医　師　届　出　票

（令和　年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名	（旧姓）	（　－　－　）	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　年　月　日
(5) 医籍登録番号	第　号	(6) 医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ） 複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院（医育機関附属の病院を除く。）	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関（医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院）	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

従事先

「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月１日～７日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」は、通常の勤務又は宿直・日直の別に関わらず、今年度11月１日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ１回、宿直と日直を連続して行う場合は２回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

(8) 主たる従事先（「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話（　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	
勤務状況（該当する項目を１つ○で囲むこと。）	12月１日～７日の勤務日数（日/週）（宿直・日直を除く）	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	11月の夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数（回/月）	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上
	うち、宿直・日直の回数（回/月）	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上

（「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態	1 常勤　2 非常勤　※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療　2 教育・研究　3 管理　4 産業医業務　5 公衆衛生業務　6 司法行政解剖業務　7 その他
休業の取得（取得中の者のみ）	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(9) 従たる従事先（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話（　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	
勤務状況（該当する項目を１つ○で囲むこと。）	12月１日～７日の勤務日数（日/週）（宿直・日直を除く）	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	11月の夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数（回/月）	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上
	うち、宿直・日直の回数（回/月）	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上
従たる従事先の件数	件　（今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。）	

裏面へ続く

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式から第三号書式までの書式を次のように改める。

(10) 従事する診療科名等

従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、２つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を１つ記入すること。

臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。

該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。

（(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

I	01	内科	02	呼吸器内科	03	循環器内科		
	04	消化器内科(胃腸内科)	05	腎臓内科	06	脳神経内科		
	07	糖尿病内科(代謝内科)	08	血液内科	09	皮膚科		
	10	アレルギー科	11	リウマチ科	12	感染症内科		
	13	小児科	14	精神科	15	心療内科		
II	16	外科	17	呼吸器外科	18	心臓血管外科		
	19	乳腺外科	20	気管食道外科	21	消化器外科(胃腸外科)		
	22	泌尿器科	23	肛門外科	24	脳神経外科		
	25	整形外科	26	形成外科	27	美容外科		
	28	眼科	29	耳鼻いんこう科	30	小児外科		
	31	産婦人科	32	産科	33	婦人科		
III	34	リハビリテーション科	35	放射線科	36	麻酔科		
	37	病理診断科	38	臨床検査科	39	救急科		
	40	集中治療科						
IV	41	臨床研修医	42	全科				
V	43	その他（　　）						

主たる診療科名の番号（１つ）

(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師

取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。

※01,18,19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格

医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格（麻酔科標榜医）、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。

I	01	内科専門医	02	小児科専門医	03	皮膚科専門医		
	04	精神科専門医	05	外科専門医	06	整形外科専門医		
	07	産婦人科専門医	08	眼科専門医	09	耳鼻咽喉科専門医		
	10	泌尿器科専門医	11	脳神経外科専門医	12	放射線科専門医		
	13	麻酔科専門医	14	病理専門医	15	救急科専門医		
	16	形成外科専門医	17	リハビリテーション科専門医	18	臨床検査専門医		
	19	総合診療専門医						
	20	総合内科専門医	21	呼吸器専門医	22	循環器専門医		
	23	消化器病専門医	24	腎臓専門医	25	肝臓専門医		
	26	神経内科専門医	27	糖尿病専門医	28	内分泌代謝科専門医		
	29	血液専門医	30	アレルギー専門医	31	リウマチ専門医		
	32	感染症専門医	33	心療内科専門医				
	34	呼吸器外科専門医	35	心臓血管外科専門医	36	乳腺専門医		
	37	気管食道科専門医	38	消化器外科専門医	39	小児外科専門医		
	40	超音波専門医	41	細胞診専門医	42	透析専門医		
	43	老年病専門医	44	消化器内視鏡専門医	45	臨床遺伝専門医		
	46	漢方専門医	47	レーザー専門医	48	気管支鏡専門医		
	49	核医学専門医	50	大腸肛門病専門医	51	婦人科腫瘍専門医		
	52	ペインクリニック専門医	53	熱傷専門医	54	脳血管内治療専門医		
	55	がん薬物療法専門医	56	周産期(新生児)専門医	57	生殖医療専門医		
	58	小児神経専門医	59	一般病院連携精神医学専門医				
II	60	麻酔科標榜医	III	61 社会医学系専門医	IV	62 医師少数区域経験認定医師		

(12) 分娩の取扱いの有無（過去２年以内での実績）　1 分娩の取扱いあり　2 分娩の取扱いなし

(13) 出身地　都道府県（　　）・外国

(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等

大学名等の番号を１つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。）

大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01	北海道大学	02	旭川医科大学	03	弘前大学	04	東北大学
	05	秋田大学	06	山形大学	07	筑波大学	08	群馬大学
	09	千葉大学	10	東京大学	11	東京科学大学	12	新潟大学
	13	富山大学	14	金沢大学	15	福井大学	16	山梨大学
	17	信州大学	18	岐阜大学	19	浜松医科大学	20	名古屋大学
	21	三重大学	22	滋賀医科大学	23	京都大学	24	大阪大学
	25	神戸大学	26	鳥取大学	27	島根大学	28	岡山大学
	29	広島大学	30	山口大学	31	徳島大学	32	香川大学
	33	愛媛大学	34	高知大学	35	九州大学	36	佐賀大学
	37	長崎大学	38	熊本大学	39	大分大学	40	宮崎大学
	41	鹿児島大学	42	琉球大学				
公立	43	札幌医科大学	44	福島県立医科大学	45	横浜市立大学	46	名古屋市立大学
	47	京都府立医科大学	48	大阪公立大学	49	奈良県立医科大学	50	和歌山県立医科大学
私立・大学校・外国医学校・その他	51	岩手医科大学	52	東北医科薬科大学	53	自治医科大学	54	獨協医科大学
	55	埼玉医科大学	56	国際医療福祉大学	57	杏林大学	58	慶應義塾大学
	59	順天堂大学	60	昭和医科大学	61	帝京大学	62	東京医科大学
	63	東京慈恵会医科大学	64	東京女子医科大学	65	東邦大学	66	日本大学
	67	日本医科大学	68	北里大学	69	聖マリアンナ医科大学	70	東海大学
	71	金沢医科大学	72	愛知医科大学	73	藤田医科大学	74	大阪医科薬科大学
	75	関西医科大学	76	近畿大学	77	兵庫医科大学	78	川崎医科大学
	79	久留米大学	80	福岡大学	81	産業医科大学	82	防衛医科大学校
	83	外国の医学校	84	その他				

医学課程を修めた外国の医学校のある国　医学校のある国の番号を１つ○で囲むこと。

（(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。）

1 英国　2 オーストラリア　3 韓国　4 中国　5 ハンガリー
6 ブラジル　7 米国　8 ルーマニア　9 その他（　　）

(15) 地域枠等　従事要件が終了している場合を含め、該当する場合記入すること。※自治医科大学出身者は要記入、防衛医科大学校及び産業医科大学は記入不要。

1 従事要件あり →	要件となる従事年数	年	従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。
2 従事要件なし	要件となる従事場所	都道府県（　　）・その他	
奨学金貸与元	1 都道府県　2 大学　3 その他　4 なし		
選抜方式	1 別枠方式（一般の選抜枠と別に選抜）　2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)		

(16) 臨床研修修了の有無　1 有・2 無　**(17) 臨床研修病院の所在都道府県名**（(16)欄が有の場合）

(18) 本届出票の活用に対する確認　各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。　同意しない場合

(19) 備考

提出期限　翌年１月15日

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）		

再教育研修修了登録証申請書

医籍登録番号	第　　号	医籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日

1　再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日	修了年月日
平成・令和　　年　　月　　日	平成・令和　　年　　月　　日

2　個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍（国籍）	都道府県

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）

再教育研修修了登録証書換交付申請書

医籍登録番号	第　　号	医籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
		再教育研修修了登録年月日	平成・令和　　年　　月　　日

変更を生じた事項

	変更前		変更後（第１回）		変更後（第２回）	
本籍（国籍）	都道府県		都道府県		都道府県	
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏名						
	（旧姓）		（旧姓）		（旧姓）	
通称名						
性別	男・女		男・女		男・女	
生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日		大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日			

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	－　　電話番号　（　　）
住所	都道府県
氏名	生年月日　大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　１　※印欄には、記入しないこと。
２　該当する不動文字を○で囲むこと。
３　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
４　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）	

再教育研修修了登録証再交付申請書

医籍登録番号	第　　号	医籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　年　月　日
本籍（国籍）	都道府県	再教育研修修了登録年月日	平成・令和　年　月　日

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　年　月　日

上記の再教育研修修了登録証を（ 破つた ・ 汚した ・ 失つた ）ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号		電話番号	（　　）
住所	都道府県		
氏名			

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

第三号書式（第十三条、第十五条関係）

医師国家試験（医師国家試験予備試験）願書

収入印紙

受験地　（　　）

本　籍（国籍等）		
住　所	電話 （　）	
ふりがな 氏　名	（旧姓）	年　月　日生
学　歴 （高等学校又は中等教育学校卒業から記入してください。）		
職　歴		

上記により、医師国家試験（医師国家試験予備試験）を受験したいので申請します。

令和　年　月　日

氏　名

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　用紙の大きさは、A4とすること。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、かい書ではっきりと書くこと。
4　収入印紙には、消印をしないこと。

第二号書式(第六条関係)

歯科医師届出票

（令和　年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□ 都府道県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名	（旧姓）	（　－　－　）	
(3) 性別	1　男　・　2　女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　年　月　日
(5) 歯科医籍登録番号	第　号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～18のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ） 複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～17のうち１つ 従たる施設・業務の種別（１つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 （医育機関附属の病院を除く。）	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 （歯学部若しくは医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院）	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修歯科医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者

(8) 主たる従事先

（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

（「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態	1　常勤　2　非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1　診療　2　教育・研究　3　管理　4　その他	
休業の取得 （取得中の者のみ）	1　産前・産後休業　2　育児休業　3　介護休業	

(9) 従たる従事先　（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

裏面へ続く

（歯科医師法施行規則の一部改正）

第二条　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二号書式から第三号書式までの書式を次のように改める。

(10) 従事する診療科名等

（(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。
また、２つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を１つ記入すること。

臨床研修歯科医の場合、「5　臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。

該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。

1　歯科　2　矯正歯科　3　小児歯科　4　歯科口腔外科
5　臨床研修歯科医

主たる診療科名の番号（１つ）

(11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名

医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。
なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。

取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。

1　口腔外科専門医　2　歯周病専門医　3　歯科麻酔専門医
4　小児歯科専門医　5　歯科放射線専門医　6　補綴歯科専門医
7　矯正歯科専門医　8　歯科保存専門医

(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等

大学名等の番号を１つ○で囲むこと。
（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。）

大学の再編・統合・改称により、歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01	北海道大学	02	東北大学	03	東京科学大学	04	新潟大学	05	大阪大学
	06	岡山大学	07	広島大学	08	徳島大学	09	九州大学	10	長崎大学
	11	鹿児島大学								
公立	12	九州歯科大学								
私立・外国歯学校	13	北海道医療大学	14	岩手医科大学	15	奥羽大学	16	明海大学	17	東京歯科大学
	18	昭和医科大学	19	日本大学	20	日本大学（松戸歯学部）	21	日本歯科大学（生命歯学部）	22	日本歯科大学（新潟生命歯学部）
	23	神奈川歯科大学	24	鶴見大学	25	松本歯科大学	26	朝日大学	27	愛知学院大学
	28	大阪歯科大学	29	福岡歯科大学（口腔歯学部）	30	外国の歯学校				

(13) 臨床研修修了の有無

1　有　・　2　無

(14) 臨床研修施設の所在都道府県名
(13)欄が有の場合

(15) 出身地

（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）

都道府県　・　外国
（　　）

(16) 本届出票の活用に対する確認

各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。

同意しない場合

(17) 備考

提出期限　翌年１月15日

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）		

再教育研修修了登録証申請書

歯科医籍登録番号	第　　号	歯科医籍登録年月日	大正 昭和 平成 令和	年　月　日

1　再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日	修了年月日
平成 令和　　年　　月　　日	平成 令和　　年　　月　　日

2　個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍 （国籍）	都道 府県

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道 府県		

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	大正 昭和 平成 令和 西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）

再教育研修修了登録証書換交付申請書

歯科医籍登録番号	第　　号	歯科医籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
		再教育研修修了登録年月日	平成・令和　　年　　月　　日

変更を生じた事項

	変更前		変更後（第１回）		変更後（第２回）	
本籍（国籍）	都道府県		都道府県		都道府県	
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏名						
	（旧姓）		（旧姓）		（旧姓）	
通称名						
性別	男・女		男・女		男・女	
生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日		大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日			

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	－　　電話番号　（　　）		
住所	都道府県		
氏名		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　１　※印欄には、記入しないこと。
２　該当する不動文字を○で囲むこと。
３　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
４　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄 （消印しないこと。）	

再教育研修修了登録証再交付申請書

歯科医籍登録番号	第　　号	歯科医籍登録年月日	大正 昭和 平成 令和	年　月　日
本籍（国籍）	都道 府県	再教育研修修了登録年月日	平成 令和	年　月　日

ふりがな	（氏）	（名）
氏　名		
	（旧姓）	
通称名		

性別	男
	女

生年月日	大正 昭和 平成 令和 西暦	年　月　日

上記の再教育研修修了登録証を（ 破つた ・ 汚した ・ 失つた ）ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号		電話番号	（　　）
住所	都道 府県		
氏名			

厚生労働大臣　殿

（注意）　１　※印欄には、記入しないこと。
２　該当する不動文字を〇で囲むこと。
３　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
４　用紙の大きさは、A4とすること。

第三号書式（第十三条、第十五条関係）

収　入 印　紙

歯科医師国家試験（歯科医師国家試験予備試験）願書

受験地　（　　）

本　籍（国籍等）		
住　所	電話 （　　）	
ふりがな 氏　名	（旧姓）	年　月　日生
学　歴 （高等学校又は中等教育学校卒業から記入してください。）		
職　歴		

上記により、歯科医師国家試験（歯科医師国家試験予備試験）を受験したいので申請します。

令和　年　月　日

氏　名

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　用紙の大きさは、A4とすること。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、かい書ではっきりと書くこと。
4　収入印紙には、消印をしないこと。

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第三条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一号の四書式から第一号の十二書式までの書式を次のように改める。

第一号の四書式（第十三条関係）

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）

再教育研修修了登録証申請書

保健師籍登録番号	第　　号	保健師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日

1　再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日	修了年月日
平成・令和　　年　　月　　日	平成・令和　　年　　月　　日

2　個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍（国籍）	都道府県

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）		

再教育研修修了登録証申請書

助産師籍登録番号	第　　号	助産師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日

1　再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日	修了年月日
平成・令和　　年　　月　　日	平成・令和　　年　　月　　日

2　個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍（国籍）	都道府県

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		

ふりがな	（氏）	（名）
氏名		
	（旧姓）	
通称名		

生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

第一号の六書式（第十三条関係）

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）		

再教育研修修了登録証申請書

看護師籍登録番号	第　　号	看護師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日

1　再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日	修了年月日
平成・令和　　年　　月　　日	平成・令和　　年　　月　　日

2　個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍（国籍）	都道府県

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄
（消印しないこと。）

再教育研修修了登録証書換交付申請書

保健師籍登録番号	第　　号	保健師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　年　月　日
		再教育研修修了登録年月日	平成・令和　年　月　日

変更を生じた事項

	変更前		変更後（第１回）		変更後（第２回）	
本籍（国籍）	都道府県		都道府県		都道府県	
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏名						
	（旧姓）		（旧姓）		（旧姓）	
通称名						
性別	男・女		男・女		男・女	
生年月日	昭和・平成・令和・西暦　年　月　日		昭和・平成・令和・西暦　年　月　日			

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		
氏名		生年月日	昭和・平成・令和・西暦　年　月　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　１　※印欄には、記入しないこと。
２　該当する不動文字を○で囲むこと。
３　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
４　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄 （消印しないこと。）

再教育研修修了登録証書換交付申請書

助産師籍登録番号	第　　号	助産師籍登録年月日	大正 昭和 平成 令和　　年　　月　　日
		再教育研修修了登録年月日	平成 令和　　年　　月　　日

変更を生じた事項

	変更前		変更後（第１回）		変更後（第２回）	
本籍（国籍）	都道府県		都道府県		都道府県	
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏名						
	（旧姓）		（旧姓）		（旧姓）	
通称名						
生年月日	昭和 平成 令和 西暦　　年　　月　　日		昭和 平成 令和 西暦　　年　　月　　日			

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		
氏名		生年月日	昭和 平成 令和 西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　１　※印欄には、記入しないこと。
２　該当する不動文字を○で囲むこと。
３　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
４　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄
（消印しないこと。）

再教育研修修了登録証書換交付申請書

看護師籍登録番号	第　　号	看護師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
		再教育研修修了登録年月日	平成・令和　　年　　月　　日

変更を生じた事項

	変更前		変更後（第１回）		変更後（第２回）	
本籍（国籍）	都道府県		都道府県		都道府県	
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏名						
	（旧姓）		（旧姓）		（旧姓）	
通称名						
性別	男・女		男・女		男・女	
生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日		昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日			

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	－	電話番号	（　　）
住所	都道府県		
氏名		生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）		

再教育研修修了登録証再交付申請書

保健師籍登録番号	第　　号	保健師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
本籍（国籍）	都道府県	再教育研修修了登録年月日	平成・令和　　年　　月　　日

ふりがな	（氏）	（名）
氏名		
	（旧姓）	
通称名		

性別	男
	女

生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

上記の再教育研修修了登録証を（ 破つた ・ 汚した ・ 失つた ）ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	電話番号	（　　）
住所	都道府県	
氏名		

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）		

再教育研修修了登録証再交付申請書

助産師籍登録番号	第　　号	助産師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　年　月　日
本籍（国籍）	都道府県	再教育研修修了登録年月日	平成・令和　年　月　日

ふりがな	（氏）	（名）
氏名		
	（旧姓）	
通称名		

生年月日	昭和・平成・令和・西暦　年　月　日

上記の再教育研修修了登録証を（ 破つた ・ 汚した ・ 失つた ）ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号	電話番号	（　　）
住所	都道府県	
氏名		

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収入印紙欄（消印しないこと。）	

再教育研修修了登録証再交付申請書

看護師籍登録番号	第　　号	看護師籍登録年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
本籍（国籍）	都道府県	再教育研修修了登録年月日	平成・令和　　年　　月　　日

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

上記の再教育研修修了登録証を（ 破つた ・ 汚した ・ 失つた ）ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

郵便番号		電話番号	（　　）
住所	都道府県		
氏名			

厚生労働大臣　殿

（注意）　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
4　用紙の大きさは、A4とすること。

第二号様式（第二十四条、第二十五条、第二十六条、附則第七項、附則第八項関係）

保健師（助産師、看護師）国家試験願書

収入印紙

受験地　（　　）

本籍（国籍等）		
住　　所	電話 （　　）	
ふりがな 氏　　名	（旧姓）	年　月　日生
学　　歴 （中学校若しくは義務教育学校卒業又は中等教育学校前期課程修了から記入してください。）		
職　　歴		

上記により、保健師（助産師、看護師）国家試験を受験したいので申請します。

令和　　年　　月　　日

氏　　名

厚生労働大臣　殿

（注意）１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
２　字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、かい書ではっきりと書くこと。
３　収入印紙には、消印をしないこと。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第三十三条関係）

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届

（　　年12月31日現在）

ふりがな		性　別	生　年　月　日
氏　　名		１．男　２．女	１．令和　２．平成　３．昭和　４．西暦 年　月　日
（旧姓）			（　　歳）
住　　所	都道 府県		
メールアドレス	＠		
免許の種別	登　録　番　号		登　録　年　月　日
保健師籍	厚生労働省　第　　号 （　　都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ		１．令和　２．平成　３．昭和　年　月　日
助産師籍	厚生労働省　第　　号 （　　都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ		１．令和　２．平成　３．昭和　年　月　日
看護師籍	厚生労働省　第　　号 （　　都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ		１．令和　２．平成　３．昭和　年　月　日
准看護師籍	都道府県　第　　号		１．令和　２．平成　３．昭和　年　月　日
主たる業務	１　保健師業務　２　助産師業務　３　看護師業務　４　准看護師業務		

業務に従事する場所

１　病院
２　診療所
　（ア　有床　　イ　無床　　）
３　助産所
　分娩の取扱いあり
　（ア　開設者　　イ　従事者　　ウ　出張のみによる者　）
　分娩の取扱いなし
　（ア　開設者　　イ　従事者　　ウ　出張のみによる者　）
４　訪問看護ステーション
　（ア　管理者　　イ　従事者　　）
５　介護保険施設等
　（ア　介護老人保健施設　　イ　介護医療院
　ウ　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　エ　居宅サービス事業所
　オ　居宅介護支援事業所　　カ　その他　　）
６　社会福祉施設
　（ア　老人福祉施設　　イ　児童福祉施設　　ウ　その他　　）
７　保健所、都道府県又は市区町村
　（ア　保健所　　イ　都道府県（アを除く）　　ウ　市区町村（アを除く）　　）
８　事業所
　（ア　事業所内診療所　　イ　その他　　）
９　看護師等学校養成所又は研究機関
10　その他

所在地	市区町村コード	都道 府県　　電話番号（　－　－　）
名　称		
雇用形態	１　正規雇用　２　非正規雇用（１又は３に該当しない者） ３　派遣（紹介予定派遣を含む）	
常勤換算	１　フルタイム労働者 ２　短時間労働者（０．　）人　※記入例参照	

	従事期間等	1　従事期間１年未満（従事開始の理由　ア　新規　イ　再就業　ウ　転職　エ　その他） 2　従事期間１年以上２年未満（従事開始の理由　ア　新規　イ　再就業　ウ　転職　エ　その他） 3　従事期間２年以上
看護師の特定行為研修の修了状況	特定行為研修の修了の有無	指定研修機関番号
	1．有　2．無	
	修了した特定行為区分	
	1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 5 心嚢ドレーン管理関連 7 腹腔ドレーン管理関連 9 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連 11 創傷管理関連 13 動脈血液ガス分析関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連	2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 4 循環器関連 6 胸腔ドレーン管理関連 8 ろう孔管理関連 10 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連 12 創部ドレーン管理関連 14 透析管理関連 16 感染に係る薬剤投与関連 18 術後疼痛管理関連 20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	修了した領域別パッケージ研修	
	1 在宅・慢性期領域 3 術中麻酔管理領域 5 外科系基本領域	2 外科術後病棟管理領域 4 救急領域 6 集中治療領域
備　考		

（注意）

1　該当する文字又は数字を○で囲むこと。

2　年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。

3　「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。

4　「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。

5　「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。

6　「３　助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。

7　事業所内に設置された診療所については、「２　診療所」ではなく「８　事業所」に含むものとすること。

8　「５　介護保険施設等」は、「１　病院」、「２　診療所」及び「４　訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとすること。

9　「６　社会福祉施設」は、「１　病院」から「５　介護保険施設等」までに該当するものを除くものとすること。

10　「雇用形態」は、次により記載すること。

・　「１　正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。

・　「２　非正規雇用（１又は３に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「１　正規雇用」「３　派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。

・　「３　派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。

11　「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわりなく、次により記載すること。

・　「１　フルタイム労働者」とは、１週間の所定労働時間が40 時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の者を指すこと。

・　「２　短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、１週間の所定労働時間が短い者を指すこと。

・　また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の１週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の１週間当たりの所定労働時間}}$$

例）フルタイム労働者の１週間の所定労働時間が40時間で、①週２日８時間勤務の場合（アルバイト等）②週５日６時間勤務の場合（育児短時間勤務等）

$$\frac{\begin{array}{c}①８時間\times２日\\②６時間\times５日\end{array}}{40時間} = \begin{array}{l}①\quad 0.4人\\②\quad 0.8人\end{array}$$

12　「従事開始の理由」は、次により記載すること。

・　「ア　新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、２以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。

・　「イ　再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア　新規」を除く。）を指すこと。

・　「ウ　転職」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。

・　「エ　その他」とは、「ア　新規」、「イ　再就業」及び「ウ　転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

13　「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。

・　「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第４号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第５号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第３号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第４の備考第５号に規定するとおり実施した研修を指すこと。

・　「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。

・　「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。

様式第三号（第五条関係）

歯科技工士業務従事者届

氏名	（旧姓）	性別		年齢	歳
住所					
歯科技工士名簿登録	番号				
	年月日				
業務に従事する場所	１　歯科技工所　（歯科技工所番号：　　）				
	２　病院又は診療所				
	３　歯科技工士学校又は養成所				
	４　事業所				
	５　その他				
	所在地				
	名称				
備考					

（注意）　１．該当する数字を○で囲むこと。
２．「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
３．「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の歯科技工所番号を記載すること。
４．所在地は、本社や母体となる組織の所在地ではなく、実際に業務を行う場所の住所を入力すること。
５．名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
６．昭和57年３月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

（歯科技工士法施行規則の一部改正）

第四条　歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第四号（第七条関係）

収入印紙
（消印しないこと。）

歯科技工士国家試験受験願書

ふりがな 氏　　名 （旧姓）		性別	男 女	受験番号	※	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　　年　　月　　日	本籍（国籍等）	（都道府県）	受験希望地		
現住所	都道府県　　市郡区 （郵便番号　　－　　）　電話番号　　（　　）					
養成施設名						
最終学歴	年卒業（見込）					
受験資格 （該当項目に○印をつけること。）	資格該当項目			添付書類		
	法第14条	第１号該当		卒業証明書		
		第２号該当				
		第３号該当		※（歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類）		
		第４号該当		厚生労働大臣による受験資格を認定する書類		
連絡先	電話番号　　（　　）　　（内線）					

上記により、歯科技工士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿

氏　名

備　考　１　※印欄には、記入しないこと。
２　該当する不動文字を○で囲むこと。
３　黒ボールペンを用い、かい書ではっきりと記入すること。
４　指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。
５　卒業証明書については、学校・養成所の長の発行に係るものであること。
６　※の書類については、①大学等卒業証明書、②実地修練終了証明書、③厚生労働大臣による歯科医師国家試験の受験資格を認定する書類等とし、①②についてはそれぞれ学校・実地修練実施施設の長の発行に係るものであること。
７　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

様式第二（第三条関係）

収入印紙

薬剤師名簿訂正申請書

1　登録の年月日

2　薬剤師名簿登録番号

3　変更前の氏名（ふりがな）、本籍地都道府県名若しくは国籍又は性別

4　変更の理由及び年月日

上記により、薬剤師名簿の訂正を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　収入印紙には、消印をしないこと。
4　領収証書は、裏面に貼ること。

備考　免許の申請時等に旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第五条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二及び様式第五から様式第九までの様式を次のように改める。

様式第五（第六条関係）

収　入 印　紙

薬剤師免許証再交付申請書

１　登録の年月日

２　薬剤師名簿登録番号

３　再交付申請の理由

上記により、薬剤師免許証の再交付を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
３　収入印紙には、消印をしないこと。

備考　免許証に旧姓が併記されている場合は、氏名と併せて記載する。

様式第六（第七条関係）

薬剤師届出票

（令和 年12月31日現在）

(1) 住所	〒 □□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名	（旧姓）	（　－　－　）	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　年　月　日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第　号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ） 複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

(8) 主たる従事先

（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話（　－　－　）
所在地	〒 □□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	

（「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態 12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲むこと。	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 1 常勤（勤務時間32時間以上）　2 非常勤（８時間未満）　3 非常勤（８時間～16時間未満） 4 非常勤（16時間～24時間未満）　5 非常勤（24時間～32時間未満）
休業の取得（取得中の者のみ）	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(9) 従たる従事先

（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話（　－　－　）
所在地	〒 □□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	

裏面へ続く

(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を１つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。） 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学　02 東北大学　03 千葉大学　04 東京大学　05 富山大学 06 金沢大学　07 京都大学　08 大阪大学　09 岡山大学　10 広島大学 11 徳島大学　12 九州大学　13 長崎大学　14 熊本大学
	公立	15 岐阜薬科大学　16 静岡県立大学　17 名古屋市立大学　18 山口東京理科大学
	私立・外国薬学校	19 北海道医療大学　20 北海道科学大学　21 青森大学　22 岩手医科大学　23 東北医科薬科大学 24 医療創生大学　25 奥羽大学　26 国際医療福祉大学　27 高崎健康福祉大学　28 城西大学 29 日本薬科大学　30 城西国際大学　31 千葉科学大学　32 帝京平成大学　33 東京理科大学 34 東邦大学　35 日本大学　36 北里大学　37 慶應義塾大学　38 昭和医科大学 39 昭和薬科大学　40 東京薬科大学　41 星薬科大学　42 武蔵野大学　43 明治薬科大学 44 帝京大学　45 横浜薬科大学　46 岐阜医療科学大学　47 新潟薬科大学　48 北陸大学 49 愛知学院大学　50 金城学院大学　51 名城大学　52 鈴鹿医療科学大学　53 京都薬科大学 54 同志社女子大学　55 立命館大学　56 大阪大谷大学　57 大阪医科薬科大学　58 近畿大学 59 摂南大学　60 神戸学院大学　61 神戸薬科大学　62 兵庫医科大学　63 姫路獨協大学 64 武庫川女子大学　65 就実大学　66 広島国際大学　67 福山大学　68 安田女子大学 69 徳島文理大学　70 松山大学　71 第一薬科大学　72 福岡大学　73 長崎国際大学 74 崇城大学　75 九州医療科学大学　76 外国の薬学校
(11) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）	都道府県（　　）・外国
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(13) 備考		

提 出 期 限　翌年１月15日

様式第六の二（第七条の六関係）

収入印紙

再教育研修修了登録証申請書

１　薬剤師名簿登録年月日

２　薬剤師名簿登録番号

３　再教育研修の開始年月日及び修了年月日

４　個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、個別指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
３　収入印紙には、消印をしないこと。
４　領収証書は、裏面に貼ること。

備考　旧姓の併記で再教育研修修了登録証の発行を希望する場合には、氏名と併せて記載する。

様式第六の三（第七条の七関係）

再教育研修修了登録証

本籍地都道府県名（国籍）

氏名

年月日生

薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第二項により登録された薬剤師であることを証明する。

年　月　日

厚生労働大臣　印

薬剤師名簿登録番号

薬剤師名簿登録年月日

備考　旧姓の併記で再教育研修修了登録証の発行を希望した場合には、氏名と併せて記載する。

様式第六の四（第七条の八関係）

収入印紙

再教育研修修了登録証書換交付申請書

1　薬剤師名簿登録年月日

2　薬剤師名簿登録番号

3　再教育研修修了登録年月日

4　書換交付申請の理由

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　収入印紙には、消印をしないこと。
4　領収証書は、裏面に貼ること。

備考　旧姓の併記で再教育研修修了登録証の発行等を希望した場合には、氏名と併せて記載する。

様式第六の五（第七条の九関係）

収　入 印　紙

再教育研修修了登録証再交付申請書

１　薬剤師名簿登録年月日

２　薬剤師名簿登録番号

３　再教育研修修了登録年月日

４　再交付申請の理由

上記により、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
３　収入印紙には、消印をしないこと。
４　領収証書は、裏面に貼ること。

備考　旧姓の併記で再教育研修修了登録証の発行を希望した場合には、氏名と併せて記載する。

様式第七（第十条関係）

薬剤師国家試験願書

収入印紙

受験地＿＿＿＿＿＿＿＿

本　籍(国籍)		
住　　所	電話 （　　）	
氏　名（ふりがな）	（旧姓）	年　月　日生

上記により、薬剤師国家試験を受けたく申請します。

年　月　日

氏　名

厚生労働大臣　殿

（注意）

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

３　収入印紙には、消印をしないこと。

４　附則第２項の規定により学説試験を免除される者にあつては、学説試験に合格している旨及びその学説試験が施行された年月日を「受験地」の下に記載すること。

備考　旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第八（第十一条関係）

第　号

合　　格　　証　　書

本籍地都道府県名（国籍）

氏　　名

年　　月　　日生

年　　月施行第　　回薬剤師国家試験に合格したことを証明する。

年　　月　　日

厚生労働大臣　　印

備考　旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第九（第十二条関係）

収入印紙

合格証書再交付申請書

１　再交付申請の理由

２　合格した薬剤師国家試験の施行年月、回次及び受験地

上記により、薬剤師国家試験の合格証書の再交付を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
３　収入印紙には、消印をしないこと。

備考　旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正）

第六条　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

ホチキス位置

様式第三号（第四条関係）

記入不要	抹消年月日	

歯科衛生士名簿登録抹消申請書

登録番号	第　　号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日

登録都道府県名	都道 府県

※コード番号	
本籍 （国籍）	都道 府県

ふりがな	（氏）	（名）
氏名		
	（旧姓）	

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日

抹消理由の生じた年月日	平成 令和	年	月	日

※コード番号	
抹消理由	死亡・失踪・その他

上記により歯科衛生士名簿の登録を抹消されたく免許証明書及び関係書類を添えて申請します。

年　　月　　日

住所			
氏名		続柄	

受付印

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

※印の欄は記入しないこと。

様式第五号（第九条関係）

歯科衛生士業務従事者届

氏名	（旧姓）	性別		年齢	歳
住　所					
歯科衛生士名簿登録	番　号				
	年　月　日				
業務に従事する場所	1　保健所、都道府県又は市区町村 （ア 保健所　イ 都道府県（アを除く） ウ 市区町村（アを除く。）） 2　病院 3　診療所 4　介護保険施設等 （ア　介護老人保健施設　イ　介護医療院 ウ　指定介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） エ　居宅介護支援事業所　オ　その他 5　歯科衛生士学校又は養成所 6　事業所 7　その他				
	所　在　地				
	名　称				
備　考					

（注意）１．該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。
２．「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
３．所在地は、本社や母体となる組織の所在地ではなく、実際に業務を行う場所の住所を入力すること。
４．平成３年６月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

様式第六号（第十三条関係）

収入印紙
（消印しないこと。）

歯科衛生士国家試験受験願書

ふりがな 氏　名	（旧姓）	性別	男 女	受験番号	※
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日	本籍（国籍等）	（都道府県）	受験希望地	
現住所	都道府県　市郡区 （郵便番号　－　）　電話番号　（　）				
養成施設名					
最終学歴	年卒業（見込）				
受験資格 （該当項目に○印をつけること。）	資格該当項目			添付書類	
	法第12条	第１号該当		・卒業証明書	
		第２号該当			
		第３号該当		・厚生労働大臣の認可を受けたことを証する書類	
連絡先	電話番号　（　）　（内線　）				

上記により、歯科衛生士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和　年　月　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿

氏名

備考　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきりと記入すること。
4　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
5　卒業証明書については、学校・養成所の長の発行に係るものであること。
6　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医師法施行規則第三号書式の改正規定、第二条中歯科医師法施行規則第三号書式の改正規定、第三条中保健師助産師看護師法施行規則第二号様式の改正規定、第四条中歯科技工士法施行規則様式第四号の改正規定及び第六条中歯科衛生士法施行規則様式第六号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５３号
新潟県阿賀野市北本町16番６号
債務者　常田久美子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６５号
新潟県新発田市本町３丁目４番18号　サクシード本町Ｃ棟　101
債務者　佐藤　新一
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２０５号
福岡県久留米市大石町460番地２
債務者　初田　　守
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野智恵美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１２号
福岡県久留米市三潴町福光426番地７
債務者　小出　拳大
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第４６８号
北九州市門司区高田１丁目２番17―1409号、前住所北九州市門司区藤松１丁目４番１―103号
債務者　山下久美子（旧姓長岡）
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村里　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５１４号
北九州市門司区浜町８番17―403号
債務者　篠原　洋和
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５３号
北九州市小倉北区下富野１丁目３番５号
債務者　ラックこと　宮崎千鶴男
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９５号
北九州市八幡東区槻田２丁目８番２―502号
債務者　山本のぶみ
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９６号
北九州市八幡東区槻田２丁目８番２―502号
債務者　山本　幸夫
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４０号
鹿児島県大島郡天城町大字兼久1215番地、前住所鹿児島県大島郡天城町大字天城440番地８
債務者　基　　明美
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　敏徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月１日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４２９号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目15番８号、従前の住所仙台市宮城野区原町４丁目５番25号
債務者　山野　輝隆
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町屋　和憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４９６号
仙台市太白区長町２丁目５番７―３号
債務者　渡辺　紗雪
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　稔英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
愛媛県西条市喜多川779番地５　スカール喜多川Ａ棟205号室
債務者　藤田　正輝
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４８７号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1712番地の24
債務者　松浦　加奈
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　知佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９３号
福岡県遠賀郡遠賀町田園１丁目20番20号
債務者　池田由香里（旧姓平岡）
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４３号
北九州市八幡西区中の原２丁目17番12号
債務者　宝珠山　力
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天川　龍一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７３号
北九州市小倉南区企救丘５丁目16番17号
債務者　伊藤　桂子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　志雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７４号
仙台市宮城野区岩切字三所北120番地の４　イーストグランデ101、従前の住所宮城県石巻市大街道西２丁目１番52号　メゾン・ルミエールⅡ―201号
債務者　齋藤　廣輝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　謙典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７５２号
仙台市宮城野区田子字五平淵11番地の１　レオパレスウィステリアＴＡＧＯ205
債務者　目黒　美樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　駿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
福島県いわき市平字胡摩沢108番地の２　ドゥエル胡摩沢Ⅱ－Ｂ
債務者　平子　由美
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉太健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第１４５号
茨城県結城市大字結城11906番地１　小谷野米店住宅２号
債務者　沼尻　岳史
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　聡太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第２０１号
山梨県甲斐市篠原1855番地35
債務者　内藤　和人
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
山梨県甲斐市篠原1855番地35
債務者　内藤　豊子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
山梨県西八代郡市川三郷町寺所68番地
債務者　内藤　富夫
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７５０号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6865番地８
債務者　誠瓦こと　木村ひとみ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５６号
広島市安佐南区中筋２丁目７番15―803号
債務者　八重尾　浩行
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７９号
広島市西区庚午中１丁目３番34―504号
債務者　榎　弥士
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　賴　堅信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２号
福岡県筑後市大字西牟田1936番地６
債務者　大塚　英明
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
大分県臼杵市野津町大字野津市466番地の４
債務者　岡澤　浩一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松まゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
茨城県取手市配松372番地５
債務者　大澤　惠里（旧姓行方）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相澤章一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第２３０号
愛媛県松山市土居田町608番地１　ベルメゾン冨岡301号、住民票上の建物の表示ベルメゾン富岡
債務者　福島　修二
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神部　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区都２丁目12番30号（ハイツ到津の森102号室）、前住所宮崎市清武町木原442番地11　フォーブル楓102号
債務者　千脇　諒太
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４５号
大分市東大道１丁目８番15―707号　カサベルデ駅南
債務者　秋月　伸一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７１号
徳島県鳴門市大麻町大谷字東山谷44番地
債務者　藤田くみ子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　由浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５７号
北九州市戸畑区夜宮３丁目６番１―502号
債務者　浅井真紀子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９６号
北九州市若松区浜町２丁目18番３号
債務者　江田　孝介
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５３３号
北九州市小倉北区上富野２丁目６番５―201号
債務者　植松　さき
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市豊富町御蔭3278番地115
債務者　齋藤　勝久
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３１号
兵庫県淡路市斗ノ内61番地２
債務者　飯田　太郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第３４７７号
大阪府門真市御堂町11番26号　グリーンパーク御堂町102号
債務者　西野　晃
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目11番１―504号
債務者　中村　正昭
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　啓輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４５号
北九州市八幡西区岡田町11番29―904号
債務者　垣添　和子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１８号
熊本市南区八分字町2469番地
債務者　藤川　鋭也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雄飛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６２号
熊本市東区御領６丁目７番65号　シャーメゾンヴィブレ103号室、転入前住所熊本市北区弓削５丁目15番２号　Ｂ棟２―１号室
債務者　関根　晃
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９３号
茨城県水戸市上水戸４丁目６番36―３号　ガーデンハウス梅の里Ｄ棟203号
債務者　大内　一祥
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
神奈川県大和市下鶴間379番地２　エントピアつきみ野208号
債務者　石射　幸英
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２７号
大阪府交野市私部３丁目14番５―304号
債務者　住吉　伸典
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８６号
大阪府吹田市内本町１丁目19番29号
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月22日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８号
鹿児島県志布志市松山町新橋6394番地、前住所鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3438番地１　茶屋元団地105号
債務者　福元　洋平
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
青森市大字羽白字沢田29番地29
債務者　石岡　浩二
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３６９号
埼玉県吉川市大字加藤729番地１
債務者　柳川　依見
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保　美希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４０５号
熊本県上益城郡御船町大字上野2028番地、前住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見1800番地　中原団地434
債務者　嶋村　竜治
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　誠也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年10月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１１号
福井県越前市妙法寺町475番地　Ａｖｅｎｉｒ　Ｄ　102、旧住所福井県越前市下太田町第12号８番地の９　センチュリー花園203
債務者　大城　元太
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　晋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１７９号
埼玉県川口市前上町27番21―302号　コスモ川口グランステージ
債務者　関口　　翼
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６７０号
京都市南区久世中久町705番地１　ルミエール桂川205号
債務者　西尾　豊人
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　正和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４４号
京都市西京区松尾木ノ曽町47番地５
債務者　整体わのやこと　上原　祐貴
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊山　博子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時45分
５　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１５４９号
名古屋市西区中小田井４丁目141番地　ベルクローシェ201号、従前の住所三重県四日市市楠町南川１番地１　エル・シュラインＳ－201
債務者　松山　健太
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７１４号
大阪市西区九条南２丁目30番２号
債務者　福嶋　千里
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊田　崇裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４３号
堺市西区浜寺石津町中１丁９番34号
債務者　和田　徳治
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
愛知県豊川市御油町後田３番地の２　御油住宅５棟104号
債務者　増田　泰久
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水ちはる
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３２６号
熊本市中央区坪井４丁目３番46号　ＲＡＳＡ浄行寺506、異動前住所熊本市中央区水道町３番18―103号
債務者　宍戸　伸彰
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山村　康一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７３１号
横浜市戸塚区矢部町1283番地１　ｇｏｏｄ　ｒｏｏｍ　ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ戸塚244号
債務者　高橋　拓也
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　麻由
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２１号
横浜市磯子区西町11番８―303号
債務者　裵　　炯烈
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１８号
富山市婦中町分田268番地５
債務者　渡辺　省一
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０４号
堺市南区晴美台１丁14番４号、前住所堺市中区平井921番地８
債務者　手嶋　卓哉
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　祐樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地３号棟202号室
債務者　関口　和宏
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黄川田　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
三重県四日市市楠町南五味塚128番地１　マンションマルカ　サウス　115号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市長太新町四丁目８番２号
債務者　夕機設備こと　奥野　智紀
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　啓丞
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３９８号
相模原市緑区大島1376番地11
債務者　水野　大樹
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲戸川優樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１３１０号
大阪市浪速区日本橋東１丁目12番17―903号
債務者　岸本　真奈
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　唐井　貴久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９号
熊本市西区春日８丁目２―79後藤アパート101、住民票上の住所熊本県山鹿市山鹿1604番地１
債務者　森山　　茜
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今村　一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３８８号
名古屋市北区楠４丁目409番地の５
債務者　神崎　聖也
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　利典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４９８号
名古屋市中川区福川町３丁目１番地の24　メゾンドＵＭ　３Ｃ
債務者　髙木　裕邦
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　泰好
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時10分
５　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４３号
名古屋市中川区万場１丁目1710番地　ブライドオーブⅡ101号
債務者　横江　貴夫
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　可知　正考
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９号
三重県松阪市久保町1855番地710
債務者　山本　知春
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小黒　智広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時45分
５　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
津地方裁判所松阪支部

令和７年（フ）第１９４号
岐阜県大垣市新田町４丁目39番地２
債務者　吉川　　明
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　将成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
長野県北安曇郡白馬村大字神城22827番地　イゲタコーポＡ－５号室
債務者　辻　　道晴
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金枝真佐尋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第６４４号
代替住所Ａ（旧住所・石川県河北郡内灘町字室ロ58番地４）
債務者　ニーナ食堂こと　端　　優子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福下　大地
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４３号
堺市南区若松台２丁１番４―301号、前住所堺市南区宮山台１丁14番15―208号
債務者　川本　良介
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　　航
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３０６号
愛知県豊田市永覚新町１丁目100番地　アリビオ永新Ａ　103号、前住所愛知県豊田市山之手６丁目５番地７
債務者　ａｎｄＹｏｕこと　安藤　享生
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　祐介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
愛知県豊田市聖心町１丁目７－３　アリビオ聖心　2234号室、住民票上の住所愛知県豊明市前後町仙人塚1752番地120　ドミール仙人塚202号
債務者　都築　幸汰
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松久保公平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時35分
５　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
名古屋市名東区名東本町169番地　ＷＥＳＴＩＮ星ヶ丘308号、従前の住所大阪市住之江区南加賀屋２丁目８番25―705号
債務者　吉岡　秀隆
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　暢高
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９８号
岐阜市六条北２丁目７番１―107号（サテライト立花）、前住所岐阜市香取町３丁目２番地４
債務者　大山　晃正
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大町　　亘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第９９号
釧路市芦野２丁目１番18号　シャルムＳＯＩ２　103号室
債務者　小島　　賢
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４６号
茨城県水戸市河和田３丁目2545番地の３　フジハウス101号
債務者　小田部ふみ子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
群馬県前橋市二之宮町579番地１
債務者　田中　颯太
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７４１号
さいたま市岩槻区大字小溝112番地９　安齊方
債務者　荒井　敏昭
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０３４号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目８番２号　ナデシコⅠ　202号、住民票上の住所さいたま市見沼区大字蓮沼1574番地13
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９２号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇2193番地４
債務者　中田　隆汰
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３３号
埼玉県新座市野寺二丁目３番27号、旧住所埼玉県朝霞市宮戸１丁目５―74　クレイノエカヒ106号室
債務者　小野　駆流
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４６号
さいたま市西区大字植田谷本327番地１　サンビレッジ101
債務者　青田　良夫
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
埼玉県越谷市宮本町５丁目231番地１　グレースＴＭ201
債務者　木村　善忠
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
相模原市南区南台５丁目４番25号　ベルトピア相模原307
債務者　今村　博樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３０８号
相模原市中央区上溝2165番地５　アルコープ壱番館201
債務者　枝吉　直樹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字福来1085番地―101号
債務者　梅垣　義久
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和７年（フ）第６３０号
大阪府松原市三宅中１丁目15番８号
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
堺市南区桃山台３丁４番２号　希望苑はなゆら桃山台、申立時の住民票上の住所堺市中区上之674番地37
債務者　岡本　　博
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５００号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番19号　浜寺文化102号、前住所堺市西区浜寺石津町中１丁８番30号　ルミナスコートＢ棟101号
債務者　一原　英二
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９６号
大阪市住吉区我孫子東１丁目７番２―201号、申立時の住所大阪府松原市北新町４丁目11番23―511号
債務者　カラオケスナックエンジェルこと　池本　友子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６３７号
大阪府松原市東新町４丁目５番13―208号
債務者　辻　　佐一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６６号
堺市西区草部77番地３
債務者　髙橋由布香
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０１号
大阪府松原市河合２丁目２番１―303号
債務者　辰己　弘樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１９号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目７番４号
ヴェルハーモニーＷｅｓｔ
債務者　伊藤　弘人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
大阪府高石市千代田１丁目23番32号
債務者　畑中板金こと　畑中　省三
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３号
兵庫県加西市北条町北条781番地の１パレ・デリシュー103
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１８５号
岡山県笠岡市笠岡3060番地３
債務者　芦原　智子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中472番地１　レジデンス小野102
債務者　青木　純也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸1585番地１　特別養護老人ホーム　サンバードナーシングホーム、転居前の住所岡山県倉敷市水島東千鳥町１番60号　老人保健施設　老健あかね
債務者　中田　節子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市中庄605番地２
債務者　片岡　里美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
香川県高松市紙町430番地７　アルフィーネ国宗101
債務者　髙木　克招
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１５号
福岡県久留米市長門石１丁目８番28号　第２大石コーポ203号
債務者　吉川　光一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１７号
福岡県久留米市野中町145番地10
債務者　古賀リリカ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第６１８号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目１番46号、前住所北九州市小倉北区黒原３丁目27番４―301号
債務者　木下　千恵
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５号
北海道伊達市山下町178番地132、前住所北海道伊達市舟岡町142番地６　フレグラントハウス101
債務者　鈴木　勇輝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
岩手県滝沢市大崎94番地558　グランドホームまごのて滝沢、前住所岩手県滝沢市野沢62番地1041
債務者　小川　春信
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７６号
盛岡市西仙北一丁目37番４－101号
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７３号
静岡県磐田市見付2111番地４　Ｂ22―11
債務者　山田　千尋（旧姓　齋藤）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１０４号
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
債務者　濵本　　茜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４１号
香川県高松市香南町横井257番地３
債務者　谷本　　綾
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８９号
香川県高松市多肥下町127番地３
債務者　西尾眞理子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７５号
長崎県大村市松並２丁目1131番地26　松並コーポ25
債務者　有田　雅美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第２５号
長崎県島原市新町１丁目222番地４
債務者　坂木　武史
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿屋市吾平町下名771番地４
債務者　神之園　照秋
1　決定年月日時　令和８年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７３４号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字境15番地10、従前の住所仙台市宮城野区小鶴１丁目４番30号
債務者　松下　友佳
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７７８号
宮城県富谷市太子堂１丁目16番19号
債務者　早坂　優美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８５号
仙台市青葉区木町通２丁目１番55―503号、従前の住所仙台市青葉区上杉１丁目14番20―405号
債務者　山藤　幸江
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７９３号
仙台市若林区遠見塚１丁目21番33号　遠見塚ビレッジⅡ－西
債務者　田村　悠斗
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０２号
宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一15番地の14　ルーレット松島102号、従前の住所宮城県宮城郡松島町高城字町77番地
債務者　地主　忠惠
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２０号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番３－403号
債務者　下山　信一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２２号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目11番11号　パルハイツ202、従前の住所仙台市青葉区国見ケ丘６丁目126番地の91　シャロームM202
債務者　菅原　広久
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３９号
仙台市泉区泉中央４丁目１番地の６　クラウド泉中央Ｗｅｓｔ303、従前の住所仙台市青葉区山手町14番21－５号　ファイゾニア山手町201
債務者　大久保　楓
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２３８号
茨城県笠間市橋爪983番地３
債務者　平野　裕二
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５０５号
川崎市幸区小向町４番20－501号　アメニティハイム
債務者　Ｋフラッグ角忠こと　神田　浩幸
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６３号
川崎市高津区末長１丁目42番24－213号　ヴェルデ梶が谷
債務者　徳山　純也
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
川崎市宮前区平２丁目23番15―106号
債務者　笠倉　　寛
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８６号
川崎市川崎区小田５丁目７番11号　レオパレスコスモ　108
債務者　吉川佑司こと　ＳＯＮＧ　ＳＯＷＯＯＮＧ　宋　昭雄
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１７号
兵庫県加古川市平岡町二俣858番地の10、従前の住所兵庫県加古川市平岡町つつじ野１番地の234
債務者　小田翔太郎
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２３号
兵庫県姫路市京口町91番地　ジュネス京口505号
債務者　下林　　功
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市御国野町御着683番地県営御着住宅４棟502号、従前の住所兵庫県姫路市花田町小川35番地２　グラースアンジュ101
債務者　杉戸　喜久
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８０号
奈良県橿原市大久保町３番地の１　大久保団地２号棟402号
債務者　橋本　雅毅
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下933番地14
債務者　朝倉　恭敬
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第４１８号
岡山市北区天神町５番１号
債務者　木口　陽子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５７号
岡山市南区福富西一丁目20番４号　わおん福富西９号棟、旧住所岡山市南区福田306番地23　わおん岡山福田Ⅱ
債務者　信原　一之
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６１号
岡山市北区西古松99番地１　ミモザハウス西古松307号室
債務者　高谷　典昌
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６８号
岡山市北区三野三丁目７番16号　メゾンソレイユ一棟203号、旧住所岡山市北区大供一丁目５番６号　パークアベニュー医大北　302号
債務者　厨子　悟至
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６３号
広島県三次市上志和地町1076番地、前住所広島県三次市畠敷町420番地１（ロイヤルステージ光202号室）
債務者　森畠　一輝
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４５号
福岡県筑後市大字長浜15番地アベニール21Ｃ棟207号
債務者　山本　剛弘
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
福岡県中間市長津３丁目９番12号　フォーシーズン106号
債務者　津島　美晴
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８２号
北九州市小倉南区東貫１丁目８番15号
債務者　伊藤　孝愛
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０４号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番５―106号
債務者　多田　政弘
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４９号
大分県別府市扇山５丁目22番28号
債務者　三宮　乃愛（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８０号
大分市花園１丁目３番19号　レオパレス宮ノ前103
債務者　河邊　　純
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９４号
大分県別府市石垣東１丁目８番42号　ハピネス南石垣Ａ棟103号
債務者　吉田　豊二
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿屋市新生町13番11号　コーポ前原205号
債務者　迫田　幸一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２７５号
横浜市保土ケ谷区峰沢町105番地　峰沢団地４棟404号
債務者　松島　大樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５９号
横浜市泉区岡津町1671番地１　コンフォールＢ102号
債務者　鈴木　　綾
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目193番地１　蒔田フラワーマンション102
債務者　遠山クリスチャンルーイ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１４号
神奈川県大和市桜森３―９―15　アマ・ダブラム203、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目24番地１　メゾン夢の森203
債務者　山口　喜之
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１５号
神奈川県大和市桜森３―９―15　アマ・ダブラム203、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目24番地１　メゾン夢の森203
債務者　山口　絵美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６号
山梨県甲府市住吉３丁目19番22号　小野田方
債務者　柴﨑　紀子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
長野県小諸市東雲二丁目７番20号
債務者　稲葉　　翼（旧姓北澤）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第５７号
長野県佐久市下越216番地１　Ａ棟―201
債務者　小林　武士
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市末広北二丁目15番１号　エンジョイホーム末広、前住所三重県鈴鹿市桜島町七丁目５番地の10
債務者　林　　純子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８３号
三重県四日市市高花平三丁目１番地51　市営413
債務者　佐藤好太郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
三重県四日市市稲葉町４番９号　障がい者グループホームしらゆりケアこゆり稲葉町、前住所三重県四日市市智積町3437番地11　障がい者グループホームしらゆりケアこゆり智積
債務者　荒木伸一郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
三重県四日市市大字泊村1050番地の13　養護老人ホーム　寿楽陽光苑、住民票上の住所三重県四日市市西浦一丁目10番18号　メゾン・ド・エルⅢ－５Ｂ
債務者　乾　　啓
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
三重県四日市市三ツ谷東町３番26－304号　グラン・コート四日市
債務者　本多　　誠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑541番地１（203号）、前住所滋賀県湖南市岩根499番地131（Ｋ－305号）
債務者　濱田　俊光
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２８号
滋賀県蒲生郡日野町大字川原1065番地
債務者　宇田　昭子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８７号
奈良県橿原市曽我町701番地の８
債務者　小村かなえ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
島根県出雲市灘分町659番地８　カサベルテＡ－203、申立時の住所島根県松江市上乃木九丁目２番８－302号　コスモスⅢ
債務者　国本　哲哉
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７４号
愛媛県松山市朝生田町５丁目２番10号　パルコート松山201号
債務者　大西　裕美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４４号
愛媛県松山市北条辻934－13
債務者　玉井　佑果
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９８号
熊本市西区池田２丁目52番３－103号
債務者　牧野　三枝
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１４号
大分県別府市朝見１丁目18番13号　シェアハウスらいむ
債務者　仲村　文子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７７号
大分県中津市大字上如水1282番地２　永岡アパート３号
債務者　植嶌志代里
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９８号
宮崎県西都市大字岡富1208番地１　市営瀬口住宅132号
債務者　藤井　米子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５８号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目15番１－３号、前住所宮城県柴田郡柴田町船岡中央３丁目１番２号
債務者　渡邉　寛孝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６２号
宮城県柴田郡大河原町字錦町７番地11　４号棟
債務者　林　　次郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１９号
栃木県真岡市西郷2585番地396
債務者　関根　　章
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第９６５号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ18―201
債務者　北久保敬子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０６９号
東京都青梅市今井５丁目2440番地の141特別養護老人ホーム大洋園
債務者　松﨑　義子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７３号
東京都町田市中町２丁目８番４号ジラソーレⅡＢ
債務者　山森小百合
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１７号
東京都多摩市諏訪１丁目53番地の１ニューパレス301
債務者　橋上　貴樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４０号
東京都八王子市元本郷町１丁目15番19号クリオ西八王子壱番館404号
債務者　宮内　星悟
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３９号
静岡県菊川市本所1723番地の１
債務者　古川　己和
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第３７２号
愛知県豊田市上野町４丁目３番地８　レガーシア203号
債務者　勝山美由紀こと　ＫＡＴＳＵＹＡＭＡ　ＹＧＡＲＩ　ＣＩＮＤＹ　ＭＩＹＵＫＩ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７７号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田603号、前住所愛知県豊田市和会町東郷24番地
債務者　倉橋　照義
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目12番11―303号
債務者　中園　紗希
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
和歌山市中之島2216番地　アリストタワー和歌山シティ805
債務者　福島　佐織
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９７号
和歌山市梶取67番地９
債務者　野谷　千絵
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３９９号
熊本県菊池市泗水町吉富17番地１、前住所熊本市西区池田２丁目25番45号　グループホーム衆星　213号
債務者　古閑　幸雄
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３３号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅110番地　（やまき産業ビル507号）
債務者　佐嘉伊哲実
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５９号
沖縄県浦添市仲西１丁目14番７号　トーマス仲西２　203
債務者　與那城綾香（旧姓與座）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字狩俣4108番地
債務者　中出　公一郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市下地字与那覇184番地17　第２与那覇団地１棟２－Ａ
債務者　宮城　正史
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第５９号
岩手県一関市山目町二丁目１番２号　メゾンパル201
債務者　菊田　悠人
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６０号
岩手県一関市花泉町老松字峠沢132番地
債務者　千葉　金義
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９１号
宮城県遠田郡涌谷町字新町裏96番地３　グレイス　103
債務者　小林　玄和
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２号
栃木県芳賀郡益子町大字七井3084番地３　アゼイリアＡ103
債務者　安部　光一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第１１９７号
東京都東大和市中央２丁目839番地の４ＫＳ中央マンション206
債務者　鶴見　　憲
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０２号
東京都町田市忠生３丁目17番地２モリチョウビル309
債務者　芦川　良男
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３２０号
熊本市東区健軍３丁目５番３号　アップルハウス健軍１－113号
債務者　渡邉　浩俊
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３５号
熊本市中央区九品寺５丁目10番33－304号　九品寺第１団地２Ｃ－１
債務者　木下智香子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡金武町字金武4388番地　じょうマンション306号
債務者　山川　宗武
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡本部町字浜元218番地１　パパイヤハイツ２－Ｂ
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２６１１号
兵庫県加古川市平岡町新在家1370番地の２　レジデンスピラージュ701号、前住所大阪府吹田市佐井寺４丁目51番16－502号
債務者　山本　麻矢
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２４１号
大阪府八尾市桂町１丁目40番地　市営住宅29－16号
債務者　有田紀久惠
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７０号
大阪府高槻市牧田町６番20－407号
債務者　橋本真菜美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３０１号
大阪市淀川区塚本４丁目12番２号　塚本弐番館　301号
債務者　澤　　進
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４０２号
大阪市住吉区長居東２丁目６番21号　エクセル長居　103号
債務者　豊島　愛未
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３３号
大阪府大東市北条７丁目12番14号　野崎ＫＳ108号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目５番10―407号
債務者　野津　和浩
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４７６号
大阪市都島区御幸町１丁目10番２―103号
債務者　櫛橋　明広
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９４号
大阪市平野区背戸口３丁目３番16号　202
債務者　鐘田真太郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０７号
大阪府守口市菊水通４丁目12番12―202号
債務者　清水　隆樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４３号
大阪府摂津市新在家２丁目23番１号　カーサ摩耶Ⅰ　203
債務者　安達　良馬
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０５号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―206号
債務者　辻本タクシーこと　辻本　正憲
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号
債務者　岩崎　慎司
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２３号
大阪府守口市祝町８番６―102号
債務者　臼井　敏子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５１号
大阪府高槻市天川新町11番17号　アプレシオ202号
債務者　濵崎　政浩
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０５号
大阪市平野区平野東２丁目３番40号　コンフォート平野Ⅰ　204号
債務者　近藤　秀樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９４０号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番２―208号、前住所大阪市鶴見区鶴見２丁目22番５―611号
債務者　渡辺　美穂
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７１号
神戸市垂水区塩屋町４丁目４番８号　第２窪田マンション103号
債務者　河田　一馬
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２３号
神戸市兵庫区里山町１番地の284
債務者　福島　洋子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３６号
神戸市垂水区本多聞３丁目１―34―105、住民票上の住所神戸市西区竹の台６丁目６番地４―302号
債務者　金原　光浩こと　ＫＩＭ　ＫＷＡＮＧ　ＨＯ　金　　光浩
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１号
山口県防府市大字台道11354番地の79　ビレッジハウス台道４棟402号、前住所山口県防府市大字江泊632番地の２
債務者　藤井　侑子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
山口市吉田1920番地20　パレット８　105号室、前住所山口市嘉川3515番地32
債務者　網谷　　徹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
山口市平井76番地１　メゾンひろ９号館101号、前住所山口市阿東徳佐中3488番地１
債務者　櫻田　　敦
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
青森県五所川原市みどり町一丁目３番地２
市営住宅13―14
債務者　鳴海　龍栄
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
京都市山科区御陵岡ノ西町16番地16
債務者　生澤　淳子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８６号
京都府木津川市兜台一丁目２番地　高の原駅西団地15―201号
債務者　大塚　博美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６２１号
京都府城陽市平川指月97番地　北尾マンション３―イ号
債務者　渡邉　利治
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７００号
京都市下京区中堂寺北町１番地64
債務者　館岡　由加
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２０号
京都市伏見区深草佐野屋敷町21番地１　１―Ｃ
債務者　大萱　翔太
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２４号
京都市北区大北山原谷乾町40番地73
債務者　山本ミカこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＡＱＵＥＬ　ＡＲＲＯＧＡＮＴＥ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４６号
京都府宇治市菟道池山41番地の３
債務者　清水　吉是
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８３４号
京都市伏見区醍醐川久保町16番地１　ピアグランディール202号
債務者　吉田　吏恵
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６６１号
広島市東区尾長西１丁目９番28―205号
債務者　高橋健一郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１４号
広島市安佐南区古市１丁目14番13―102号
債務者　濱田　博至
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１７号
広島市西区大宮３丁目９番４―206号
債務者　鉄井　靖英
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６８号
広島市佐伯区石内東１丁目２番１号
債務者　菊本　静恵（旧姓福富）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９３号
広島市中区榎町７番21―201号
債務者　藤田　　勉
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１９８号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―206号
債務者　田端　千春
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―206号
債務者　田端　友貴
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７２５号
広島市佐伯区石内南４丁目18番２号
債務者　末岡　恵美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７２号
広島市安佐北区三入東１丁目55番４―15号
債務者　吉川　伸也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８１号
広島市安佐南区上安２丁目11番24―102号
債務者　本田　健三
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８３号
広島市中区舟入本町４番９―306号
債務者　日野　和恵
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９７号
広島県東広島市八本松飯田２丁目16番１―406号　磯松住宅１号棟
債務者　和泉川吹子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１号
青森県五所川原市大字前田野目字犬走55番地17
債務者　大坂奈緒子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２９９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目16番50号　シャローム105
債務者　鈴木　建二
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５２３号
千葉県柏市松葉町７丁目33番地１　ツインウェルスＢ―７号
債務者　照沼　夏海
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３２号
千葉県松戸市高塚新田391番地の５　ロイヤルファースト松戸東404号
債務者　岡本　久美
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６８号
千葉県松戸市千駄堀1587番地の１　サンダーハイツ202号
債務者　芹川　康幸
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８０号
千葉県松戸市五香南２丁目11番地の６　ダイアパレス松戸五香グランフォート106号
債務者　清野　　玲
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８６号
千葉県松戸市北松戸３丁目４番地の33
債務者　國領　敦之
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９０号
千葉県柏市篠籠田485番地１　グランシャリオ双伸108号
債務者　森脇　拓也
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９４号
千葉県松戸市中和倉53番地の４　グリーンパレス105号、前住所埼玉県さいたま市西区大字土屋246番地９
債務者　五十嵐功士
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０１号
千葉県松戸市西馬橋広手町80番地　セジュール光103号
債務者　松尾美沙樹（旧姓　田山）
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１０号
千葉県流山市大字東深井182番地の１　パティオ坂巻109
債務者　河原　正典
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１５号
千葉県野田市なみき１丁目８番地３　ベルリシェス105
債務者　小泉　卓也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１７号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区４棟602号
債務者　竹内えりこ（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１８号
千葉県松戸市幸田１丁目162番地　サトーヒルズ201号
債務者　土肥まち子
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２４号
千葉県松戸市松戸2091番地の２　ウィステリア松戸203号
債務者　村田　　仁
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２８号
千葉県松戸市東平賀508番地の３　スカイメゾン北小金203号
債務者　渡邉詩織里
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目12番42―202号
債務者　阿崎　勝子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３８号
千葉県野田市山崎2628番地の40　Ａハイムフクダ Ⅱ107
債務者　古谷　明菜
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４５号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目１番37―103号　メゾン・ドゥ・アッシュＡｂｉｋｏ
債務者　本田　真吾
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４６号
千葉県松戸市馬橋1890番地の７　モンシャトー松戸304号
債務者　増井　友香
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５０号
千葉県流山市加１丁目17番地の５　サーティーンハイツ102
債務者　吉田　成麿
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８８号
熊本市東区画図町大字重富960番地13
債務者　後藤　李那
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０４号
青森市大字浪館字志田13番地21　グリーンコーポ志田３号
債務者　佐藤レチ子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６６号
熊本市中央区保田窪１丁目９番１―301号
債務者　中島ともえ
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８３号
熊本市北区山室２丁目17番25号　コート山室208
債務者　上松　一雄
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

令和７年（フ）第５８６号
千葉県松戸市上本郷895番地の２新葉ラピス第三ビル101号室
破産者　株式会社Ｋ―ＷＩＮＧ
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３１１号
千葉県野田市七光台344番地の１ファミール野田414号室
破産者　株式会社新明商事
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４６号
千葉県松戸市上矢切1463番地の６
破産者　Ｏｐｌｕｓ合同会社
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４７号
千葉県松戸市上矢切1460番地の１　メゾンカメリア５号
破産者　大関　勝也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４８号
東京都葛飾区東金町８丁目19番４号　グランミディ　１
破産者　大関　竜二
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８０号
千葉県松戸市西馬橋４丁目588番地　ハイムサンビレッジ201号
破産者　井上　達也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８３号
千葉県松戸市小金原６丁目７番８号棟204
破産者　有限会社ザ・カインズ
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０８号
さいたま市北区東大成町一丁目624―４
破産者　株式会社ヴェルパシオ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９０７号
北九州市八幡西区大浦三丁目12番３号
破産者　株式会社オルケスタ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第５８２号
熊本市東区江津二丁目28番30号
破産者　有限会社テラワキ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６２号
熊本市南区野口３丁目12番１号、商業登記簿上の本店所在地熊本市中央区下通二丁目８番５号第３柏田ビル503号
破産者　株式会社ＦＵＫＵＩ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１１４６号
札幌市豊平区月寒東１条20丁目２－５
破産者　株式会社ＦＡＶＩＣＥ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和５年（フ）第７７号
山形県東根市中央二丁目３番29号
破産者　マルトウ青果株式会社
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和５年（フ）第１２９号
山形県東根市大字野田293番地
破産者　株式会社Ｈｉｇａｓｈｉｎｅ園芸
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３８号
山形県上山市中山5330番地
破産者　有限会社中山ぶどう園
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８５号
茨城県北相馬郡利根町布川454番地117
破産者　株式会社高橋住建
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第７４９号
千葉県流山市大字上新宿247番地の11
破産者　塚田　浩二
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１８号
千葉県香取市佐原イ1200番地３
破産者　石原　颯人
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第６８号
千葉県香取市扇島1841番地６、開始決定時の住所東京都日野市東平山１丁目２番地24
破産者　額賀　寿文
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和２年（フ）第２８１６号
横浜市泉区和泉町4929番地
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2569番地の４
破産者　有限会社鶴田新聞店
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第９８号
群馬県桐生市広沢町四丁目2345番地12
破産者　株式会社フリーライン
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第２８２号
（最後の住所）広島県廿日市市梅原２丁目13番25号
破産者　川本保温こと亡川本美幸相続財産
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２８４号
埼玉県越谷市大杉77番13号
破産者　株式会社Ｌｉｆｅ　ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第２５６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番１―1007号、前住所北九州市小倉南区横代東町１丁目１番30―205号
破産者　田畑　荘一
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２０５号
代替住所Ａ（旧住所　福島市太田町８番８号リアルスウィート福島駅前304）
破産者　安田　紀子
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２２２号
埼玉県上尾市大字原市4131番地　グラハムトーマス202
破産者　石川　貴久
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９０８号
北九州市八幡西区陣原１丁目２番29―504号
破産者　大井　一太
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３０６号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目11番10―405号
破産者　山下　　操（旧姓古閑）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３１２号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目６番７―404号
破産者　吉川　　昭
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２３号
北九州市八幡西区光明２丁目12番22号
破産者　橋本　和昭
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３４号
北九州市小倉南区下城野２丁目９番11―201号
破産者　鹿間稀博こと　鹿間　敦博
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５４号
熊本市西区池田１丁目33番９号　池田町マンション104、転入前住所熊本県玉名郡玉東町大字白木1794番地
破産者　清田　季晋
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５４号
札幌市豊平区水車町５丁目６番17―301号
破産者　利根　彩月
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３８０号
北海道旭川市春光２条８丁目10番30号
破産者　河原　　勝
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２２７号
岡山県津山市西吉田700番地87、開始決定時の住所山形県山形市成沢西２―７―18　レオパレスダブルレインボー202号
破産者　田口　維也
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８６号
埼玉県新座市東北二丁目23番８号　春ハイツ202号室
破産者　髙橋　範行
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７３４号
横浜市鶴見区向井町４丁目86番地17　ウシオパレスＫ301号室
破産者　白石　直子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７１号
横浜市戸塚区上倉田町1253番地２　シャルガーデン戸塚106号
破産者　木村　　紺
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３号
大阪市天王寺区味原本町６番４号　ハイツミドリ303号
破産者　堀口千寿子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１００号
大阪府柏原市玉手町18番50―515号　ドリーム松村弐番館、開始決定時の住所大阪府羽曳野市樫山310番地の２（102）　ヴィスタリアハイム　Ａ棟
破産者　堀内　秀広
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
大阪府泉大津市春日町13―13―２、住民票上の住所大阪府岸和田市春木若松町３番13号
破産者　大久保浩平
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市福島249番地５
破産者　若林秀一郎
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５３号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目４番15号　ライフリスタ阿賀崎Ａ208、転居前の住所岡山県倉敷市玉島爪崎59番地
破産者　渡森　ゆみ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第６３号
岡山県倉敷市黒石366番地１
破産者　鈴木　　翔
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１１６４号
仙台市青葉区川平３丁目37番23号　サンシャインプラザ102、従前の住所仙台市青葉区北根１丁目13番１―1104号
破産者　阿部　雅彦
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５６号
栃木県足利市上渋垂町925番地１　ラフォーレ上渋垂Ｂ棟203号室、前住所埼玉県越谷市大成町６丁目391番地１
破産者　古川　柊吾
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第２０号
群馬県みどり市笠懸町阿左美504番地１　マンションＨＯＮＡＭＩ―Ⅱ　1102、前住所群馬県みどり市笠懸町阿左美2569番地４
破産者　鶴田　　均
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第９９号
埼玉県狭山市加佐志167―７　トップヒルハイツ101、住民票上の住所群馬県桐生市広沢町４丁目2345番地の12
破産者　鈴木　義昭
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１１０号
静岡県沼津市大岡3107番地の１　K’107、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉437番地の８
破産者　清　　映之
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５１号
愛知県豊橋市城下町字築地の内15番地
破産者　神藤　純義
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第７６号
愛知県豊橋市佐藤四丁目36番地の17
破産者　川口希代子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４２０号
広島市南区宇品東７丁目１番18―202号
破産者　和田　智美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７号
広島県三次市君田町西入君509番地
破産者　向井　義和
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和６年（フ）第２８５号
埼玉県草加市草加３丁目７番15号、開始決定時の住所高知市朝倉己264番地１　ヒルズ七宝西棟214
破産者　大倉　祐輔
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６９号
宮崎市大字内海7994番地16、住民票上の住所宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅198棟２号
破産者　外山　紗妃（旧姓日髙・永山）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第３４７号
千葉県松戸市上矢切1460番地の１　メゾンカメリア５号
破産者　大関　勝也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４８号
東京都葛飾区東金町８丁目19番４号　グランミディ　1
破産者　大関　竜二
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８０号
千葉県松戸市西馬橋４丁目588番地　ハイムサンビレッジ201号
破産者　井上　達也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２３８号
千葉県松戸市二ツ木1349番地の１　エクラシア松戸二ツ木、前住所千葉県松戸市上本郷3551番地　清永荘202号
破産者　喜多　靖雄
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２６４号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目13番地13
破産者　牧野　　彩
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２７１号
千葉県我孫子市根戸650番地の６　蔵増方
破産者　坂本　照美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２７７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目６番14―108号
破産者　斎藤　良太
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３０３号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目３番１―305号
初富県営住宅１棟
破産者　若林　悦子
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３０８号
千葉県流山市野々下３丁目812番地の13
破産者　伊尻ますみ
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３１６号
千葉県流山市南流山４丁目５番地の５
破産者　川俣　優人
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３３１号
千葉県松戸市栄町５丁目276番地の１　ファミーユ橋本203号
破産者　神田　春樹
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３３８号
千葉県松戸市馬橋1815番地
破産者　野呂田則秋
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４１号
千葉県松戸市小金原１丁目11番地の１　ドルチェ小金原304号、前住所東京都江戸川区南葛西５丁目18番１―304号
破産者　多田　乃彩
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４９号
千葉県松戸市小金原１丁目11番地の１　ドルチェ小金原304号
破産者　稲嶺　大輝
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３５４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番11―304号
破産者　髙宮　照夫
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３６１号
千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目８番２号　佐々木コーポ101号
破産者　林　　洋子
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３６５号
千葉県松戸市小金原１丁目４番地の21　メゾンニイヤ101号
破産者　篠原真由美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９３号
千葉県流山市東初石３丁目107番地の10　ラフィーネ初石Ⅱ―310
破産者　今村　知菜
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１号
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央583番地栄町団地412、従前の住所福島県双葉郡富岡町小浜168番地の２
破産者　工藤　　雄
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３５号
山梨県甲府市伊勢４丁目３番11号　カロリータウン12　106号室
破産者　堀田　　稔
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４１号
山梨県甲斐市長塚241番地７
破産者　横山みゆき
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
山梨県甲斐市西八幡1036番地１　アーバンシャトー甲斐101、前住所山梨県南アルプス市鮎沢600番地１　北村住宅１号
破産者　久保川めぐみ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６３号
愛知県豊橋市一色町字一色上62番地
破産者　宮川　弘美
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６７号
愛知県豊川市西香ノ木町２丁目56番地の１　クレストアベニュー103号
破産者　加藤　恭輔
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１０９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4092番地１　プラシードアロッジオ202号室
破産者　松尾　博美（旧姓田中）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
奈良県磯城郡田原本町大字保津232番地の13
破産者　櫻井麻裕佳
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
奈良県大和高田市大東町１番43号　サンシャインハイツ107号、前住所奈良県奈良市六条二丁目９番60―101号
破産者　福田　徳也
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
奈良県大和高田市大字市場104番地２
破産者　丸山　英樹
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
熊本市北区八景水谷３丁目９番１号　セフィラⅡ103号
破産者　迫　信一郎
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５４号
熊本市南区野田３丁目９番96号、転入前住所熊本市中央区保田窪１丁目５番37号　キングダム保田窪310
破産者　西村　克明
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市字松川12番地５　マンションローズマリー203、住民票上の前住所沖縄県浦添市字経塚431番地
破産者　照屋　彩乃（旧姓大城）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目17番７号　ヴィラ・クシバル403、住民票上の前住所沖縄県那覇市字安里413番地　ラフィーネヌーベル安里306
破産者　上野可奈子
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８９号
沖縄県那覇市上之屋１丁目18番28号　メゾン小樽401
破産者　又吉咲奈枝
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字宮本25番地１
破産者　齊藤　昌廣
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第１９号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原327番地１　Ｒｅｐｏｓ相原201
破産者　澁谷　悠香
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
宮城県名取市名取が丘６丁目７番３－402号ビレッジハウス愛島
破産者　宮原　克之
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４４７号
山形県酒田市新橋４丁目16番地の２、申立時の住所仙台市太白区中田６丁目６番19号　セジュール舘３－201
破産者　加藤　遼真
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４４８号
山形県酒田市新橋４丁目16番地の２、申立時の住所仙台市太白区中田６丁目６番19号　セジュール舘３－201
破産者　加藤　紅羽
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３１号
群馬県前橋市朝日町四丁目９番23－１－506号
破産者　山本　正俊
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１３５号
群馬県前橋市二之宮町846番地３　スタリオン　Ｂ－201号、旧住所群馬県前橋市敷島町246番地３
破産者　金井　重行
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４３号
群馬県前橋市高井町一丁目15番地16
破産者　細矢　浩伸
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４５号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井3055番地４　グループホームぐらすランド、旧住所群馬県渋川市行幸田200番地１　フジサン渋川　原澤隆様方
破産者　笹川　　修
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５１号
群馬県前橋市天川大島町93番地１　ラ・パルテール　403号
破産者　森田　桂子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５３号
群馬県前橋市茂木町203番地12　グループホームオハナ大胡、旧住所群馬県前橋市苗ヶ島町1249番地２
破産者　北爪　裕介
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７８８号
埼玉県新座市栄三丁目６番１号　フロイデハイム101号室
破産者　清水　圭子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０１号
さいたま市浦和区針ケ谷４丁目１番１号２－1014
破産者　遊馬　洋平
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０２号
さいたま市浦和区針ケ谷４丁目１番１号２－1014
破産者　遊馬　愛紗
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０９号
さいたま市中央区本町西１丁目７番20号　クラウンパレス与野本町　204
破産者　安藤美智代
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３８号
さいたま市緑区東浦和８丁目21番地15　シャングリラ21　202号室
破産者　鈴木　浩行
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４５号
さいたま市北区盆栽町23番地２　サエラ大宮公園Ｃ棟302号室
破産者　佐藤　香菜
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１８号
千葉県香取市佐原イ1200番地３
破産者　石原　颯人
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第６８号
千葉県香取市扇島1841番地６、開始決定時の住所東京都日野市東平山１丁目２番地24
破産者　額賀　寿文
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第１８号
千葉県香取市大倉2323番地２　香取アパート１号棟
破産者　五十嵐幸吉
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第１３４号
川崎市中原区等々力12番14号
破産者　渡邊　幸子（旧姓内田）
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２２５号
川崎市高津区蟹ケ谷115番地　ユナイト元住吉モルニア　103
破産者　西端　宏行
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
川崎市川崎区藤崎４丁目16番８号　エスペラントⅡ　301
破産者　大貫　夏帆
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
川崎市宮前区東有馬５丁目27番12号
破産者　新井　恭子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３３３号
川崎市多摩区生田１丁目８番16号　メゾンシミズ　101
破産者　平塚　友望
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
川崎市多摩区南生田４丁目19番３―202号
破産者　山田千代子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６２号
川崎市宮前区菅生ケ丘２番７号　ビューハイツ菅生　202
破産者　阿部なつみ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８０号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番25―104号　有馬アパート
破産者　田鎖　敏夫
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
川崎市宮前区南平台16番13―307号　南平耐火住宅
破産者　橘　　義治
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８５号
川崎市宮前区菅生２丁目12番３号　サンヒルズⅠ　201
破産者　白熊　祥一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
川崎市高津区下作延２丁目35番８―501号
破産者　大谷　美帆
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４０５号
川崎市高津区二子３丁目16番23号　レオパレスペルア高津　203
破産者　遠藤千枝子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
神奈川県座間市座間１丁目3409番地の２
破産者　横田　健次
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２０５号
相模原市中央区星が丘１丁目19番７号　スターヒル清水　102
破産者　所　　歩未
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１０６号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目367番地３、前住所岐阜県各務原市緑苑中１丁目127番地
破産者　森下喜美江
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１６６号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目162番地１（藤マンション　302）
破産者　瀧口　正平
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１９号
静岡県菊川市加茂2840番地の２（レオパレスレオン205）
破産者　山本　和司
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第２２号
静岡県掛川市大池240番地　レオパレスパロン103
破産者　濵　　政明
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
名古屋市天白区元八事１丁目217番地の１　近藤第２ビル301号
破産者　鈴木　　博
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６２１号
名古屋市中村区橋下町３番13号　コーポＴ＆Ｔ102号、従前の住所名古屋市中村区諏訪町１丁目８番８号
破産者　鎌田製本こと　鎌田　利明
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３９号
名古屋市中川区服部３丁目1511番地　ミストラル202号、従前の住所名古屋市中川区吉津１―1402　ベルエール吉津401号
破産者　藤本　晃一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６６８号
愛知県小牧市大字二重堀786番地３　ル・シエル　Ⅰ201号
破産者　浦上紀美彦
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７２５号
名古屋市熱田区五番町９番Ｃ―104号　五番町住宅
破産者　道江まゆみ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７７４号
名古屋市中村区長筬町６丁目65番地　レジデンスムラテ３Ｃ号
破産者　山﨑　直哉
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８０７号
名古屋市南区道徳新町７丁目51番地　パークサイド道徳101号
破産者　内田　朋紀
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８３７号
名古屋市守山区西城２丁目７番２号　牛牧北住宅205号
破産者　林　　亮三
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８５６号
愛知県春日井市林島町83番地３　ブリーゼ201号
破産者　百瀬　和門
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８７１号
名古屋市南区豊１丁目23番１号　鶴見荘　２階２号
破産者　廣康のぶ子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９１９号
愛知県小牧市大字二重堀1014番地１　ル・クール302号
破産者　小野　祐樹
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９５０号
名古屋市瑞穂区十六町１丁目97番地の３
ファミール藤３Ｃ号
破産者　橋本也寿子
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９８３号
名古屋市名東区八前１丁目402番地　アイドル荘102号
破産者　鴇田　一実
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０２１号
名古屋市昭和区八事富士見106番地の２　ライオンズヒルズ高峯五番館310号
破産者　富永真由美
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３７号
名古屋市南区要町５丁目11番地の１
破産者　井本　時男
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１８２号
名古屋市中川区一色新町３丁目909番地
破産者　藤原　英司
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１８８号
名古屋市中川区山王２丁目６番Ａ―1404号
一光ハイツ山王
破産者　遠藤　忠幸
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１５号
愛知県春日井市十三塚町3030番地242　ファミールしあわせ202号、従前の住所愛知県春日井市牛山町222番地３　ビューラー蓮田201号
破産者　岩田　清見
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１６号
愛知県春日井市十三塚町3030番地242　ファミールしあわせ202号、従前の住所愛知県春日井市牛山町222番地３　ビューラー蓮田201号
破産者　岩田　智子
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６９号
堺市堺区東湊町２丁132番地１
破産者　大瀬　　努
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
堺市西区鳳北町３丁151番地１
破産者　樫本　竜平
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２５６号
堺市堺区北三国ケ丘町６丁５番23―406号
破産者　小野　宏子
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３０２号
大阪府藤井寺市青山２丁目３番11―201号
破産者　小林　由典
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
堺市美原区小平尾267番地１　レストコート堺、前住所大阪市此花区伝法１丁目１番２―633号
破産者　笠村　宗義
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３３５号
大阪府羽曳野市南恵我之荘６丁目13番４号
ナースケアホームりんご
破産者　木村　公吉
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３３９号
大阪府富田林市若松町一丁目９番５―213号
破産者　山本　理惠（旧姓中谷）
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３４４号
大阪府河内長野市小山田町1269番地の４〈グリーンビレッジＡ103号〉、前住所大阪府富田林市廿山１丁目９番８号　(203)
破産者　畠山　　司
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３４８号
堺市中区深井北町948番地１　４号
破産者　上河　　剛
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３４９号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目７番２号　サニーハイツ　207号、前住所大阪府藤井寺市沢田３丁目10番６号
破産者　菊井裕美子
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３５３号
堺市堺区海山町２丁133番地７　リライズ堺
破産者　大塚　健一
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３５７号
堺市堺区海山町１丁20番地７　フェリシアパレス堺204号
破産者　牧原　浩平（旧姓藤原）
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３７１号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目８番13号
レオパレス　ア・マウンド　205号、前住所鹿児島県鹿児島市吉野町6056番地53
破産者　宮原　叶多
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４０４号
堺市南区竹城台４丁16番２―1210号
破産者　左向　春菜
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２１５号
兵庫県姫路市野里488番地１メゾン・ド・姫路野里504、従前の住所兵庫県姫路市北原１番地４シーズンズコンフォートＡ202号室
破産者　高津佑水花
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３４号
兵庫県姫路市岡田136番地１　シャトーマキ501号室、従前の住所兵庫県姫路市砥堀1261番地１　エスカレント榮　Ａ棟　101
破産者　Ｓｔｅａｌｔｈこと　石井　颯翔
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市広峰２丁目５番６―403号　長田コーポ
破産者　高橋辰太朗
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市網干区興浜692番地１　クラスティーナ102号室
破産者　川上　美奈
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市網干区和久68－１、住民票上の住所兵庫県姫路市花影町１丁目23番地　花影中村コーポ501号
破産者　池田　幸喜
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市岡田147番地１　シャトーマキ402
破産者　澤江　恵美
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５６号
兵庫県姫路市広畑区小坂63番地41
破産者　中田　七海
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市夢前町前之庄１番地87
破産者　今冨　正章
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５８号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目118番地アムール姫路南
破産者　藤田　　明
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２７０号
兵庫県姫路市八代744番地１　イスズベル八代　408、従前の住所兵庫県姫路市野里月丘町１番17号
破産者　中尾　真由
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１４４号
岡山県井原市芳井町下鴫2419番地１
破産者　藤田　隆宏
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
香川県高松市成合町734番地６
破産者　松本　佐木
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４８号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1718番地12、前住所大阪府大阪市淀川区西中島５丁目８番21―205号
破産者　森崎　真也
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１６０号
福岡県久留米市高良内町3802番地124
破産者　徳瀬千賀子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２９７号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台２丁目21番７号
破産者　竹ノ下　敏
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７２号
北九州市小倉北区金田２丁目１番32―209号
破産者　山懸美代子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８２号
北九州市若松区童子丸２丁目８番１―305号
破産者　渡部　靖彦
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８６号
北九州市八幡東区西本町２丁目４番23―301号
破産者　鈴木恵理香（旧姓平山）
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３９１号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目３番９号（B205）
破産者　大嶽　松雄
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２６３号
熊本市中央区萩原町９番30号　日隈病院、住民票上の住所熊本市西区花園７丁目19番１号（転入前住所）熊本市北区八景水谷１丁目25番23号
破産者　吉村　洋子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４２号
大分市大在北３丁目10番11号　フレクション大分大在506
破産者　衛藤　綾音
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４７号
大分県別府市上野口町27番11号
破産者　高畑満智子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６８号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24―33―207号室　グループホームこはる日和、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市野里町4893番地５
破産者　同免木　綾香
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２８号
北海道室蘭市天神町３番25号　フローラルハイムＢ棟
破産者　岩井　則文
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第９６号
北海道旭川市東光９条３丁目１番３号　有料老人ホーム敬寿館
破産者　時國　惠子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１３号
北海道旭川市旭町２条20丁目135番地の71　スクエア220　204号室
破産者　本田　利弘
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６７号
青森県むつ市緑ヶ丘13番16号
破産者　式尾　望美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９５号
青森市幸畑３丁目１番27号　ラ・ネージュポムズⅠ205号室
破産者　工藤　知美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０２号
青森市大字浦町字奥野344番地13
破産者　木村　幸嵩
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
青森県東津軽郡平内町大字狩場沢字檜沢31番地82
破産者　田中　秀一
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
青森県五所川原市脇元赤川92番地
破産者　葛西　孝紀
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
岩手県八幡平市大更第18地割43番地６
破産者　津志田加奈子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１７３号
盛岡市仙北二丁目18番25号
破産者　飯田　　真
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２８号
山形県鶴岡市山王町10番43号
破産者　児玉　直人
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第２７号
山形県酒田市東泉町４丁目13番地の19
破産者　齊藤　美華
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第３０号
山形県酒田市成興野字上堰内79番地
破産者　今井由紀子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第６３号
栃木県佐野市越名町2038番地４　タナベヒルズ306号室、前住所群馬県太田市宝町626番地３
破産者　久保田雄大
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２８７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目８番39号　カセイハイツ128号
破産者　大河内政門
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第９６号
富山市上冨居一丁目６番92―115号　上冨居ホーム
破産者　山下　信幸
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９号
長野県佐久市原536番地１　ビクトリーハウス野沢Ａ
破産者　東　　陽子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６７号
三重県亀山市阿野田町1159番地４　豊荘３棟１号
破産者　東江　ユキ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９６号
三重県津市高茶屋小森町1313番地２　プチメゾンリアンＢ
破産者　森　　俊治
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９７号
三重県津市高茶屋小森町1313番地２　プチメゾンリアンＢ
破産者　森　美智子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０２号
三重県鈴鹿市江島本町18番33号　海辺の川南荘
破産者　田中　友紀
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２２号
京都市南区唐橋経田町18番地２　ベラジオ雅び東寺ＷＥＳＴ305、前住所京都市西京区下津林東芝ノ宮町21番地　ハーモ・カピターウＡ　403号
破産者　東弘こと長谷川弘こと　張　　弘
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３４号
京都市北区紫野東藤ノ森町12番地
破産者　中元　香奈
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３４１号
京都市山科区東野森野町23番地29
破産者　渡邉　真穂
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３７６号
京都市北区西賀茂山ノ森町56番地サードニックス宇田　203
破産者　田中　淳一
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４１４号
京都市伏見区向島庚申町44番地15
破産者　廣瀬　息吹
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４２１号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　西大久保団地14棟304号、前住所京都府城陽市寺田丁子口33番地の183
破産者　市田　直樹
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３１号
京都市東山区本町六丁目７番地　澤屋ビル204
破産者　伊藤　慎司
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３５号
京都市右京区太秦森ケ前町11番地１　グリーンパレス蚕ノ社205号室
破産者　前田　　優
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３８号
京都府木津川市山城町綺田南河原106番地４、前住所京都府宇治市木幡南山80番地の701
破産者　伊藤香奈子（旧姓堀口）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４６８号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地５―507
破産者　森下　順子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５１５号
京都府宇治市大久保町山ノ内８番地の７　メゾン・ド・遊１―Ａ
破産者　大門　理紗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
大阪市浪速区大国３丁目９番22―405号、前住所大阪市天王寺区生玉町12番１―1003号
破産者　中尾　妙子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４６５号
大阪市旭区新森１丁目７番47―711号
破産者　西岡　美佐
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５３０号
大阪府東大阪市長堂２丁目17―14　長堂ハイツ　103号
破産者　足利三紀子こと　ＹＯＯＮ　ＳＡＭＫＩＪＡ　尹　三紀子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５８８号
大阪市東成区東小橋１丁目10番１―302号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目６番２号
破産者　山田　幸三
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７５２号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番２―707号
破産者　中西　裕子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８８３号
大阪府茨木市上郡２丁目２番２号　オリーブコート　201号
破産者　村上　美瑠（旧姓小﨑）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８９４号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目40番７号
破産者　大城有紀子（旧姓玉田）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８９６号
大阪府守口市金下町２丁目３番13―304号
破産者　羽川　　瞳
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９０８号
大阪市浪速区元町３丁目７番１―503号
破産者　川合　基裕
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９３０号
大阪市都島区中野町１丁目４番18―204号
破産者　前田　隼矢
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９３４号
大阪府池田市住吉２丁目１番10号　(301)
破産者　谷口　　弘
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９４５号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目13番６号　207号
破産者　立石　空良
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９７０号
大阪府高槻市芝生町１丁目32番12号
破産者　山本さおり
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２００４号
大阪市淀川区十三東４丁目１番13号
破産者　楠木　一平
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０１４号
大阪市生野区巽東２丁目９番25号　プロスパーイースト　503号
破産者　森　　等
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０４４号
大阪市西淀川区姫島２丁目10番23号　フラワーひめじま　702号室、前住所大阪市此花区伝法４丁目５番９号
破産者　柳里まゆ美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０６１号
大阪市東淀川区西淡路１丁目６番２―1001号
破産者　岡本ゆかり
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０７２号
大阪市港区市岡元町２丁目10番20―301号
破産者　高森　美沙
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１０８号
大阪市港区市岡２丁目６番２―305号
破産者　武本　爽佳
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１１１号
大阪市西成区玉出西１丁目１番４―603号
破産者　大倉江里奈
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１２２号
大阪市旭区中宮４丁目８番７―302号
破産者　山口　絵奈
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１５０号
大阪府門真市江端町10番24号　プレアール江端町401号
破産者　白嶋　亜希（旧姓三輪）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１７２号
大阪府寝屋川市成田町23番32号
破産者　田積　杏奈
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２１１号
大阪市西成区岸里東１丁目10番13号　ＪＳＣ天神ノ森　108号
破産者　今村　　清
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２２５号
大阪市東成区深江北１丁目12番15―601号
破産者　三島　霧映
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２４１号
大阪市住吉区浅香２丁目１番11―603号
破産者　岡野　友貴
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２６０号
大阪市港区池島３丁目５番３―1404号
破産者　安良田美千子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２６６号
大阪市東成区大今里西３丁目11番１号　ボワ・リジェール　501号
破産者　金森まりなこと　金　真里奈
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３３１号
大阪市大正区小林東３丁目１番14号　誠幸マンション　403号
破産者　藤原　千穂
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３７４号
大阪市旭区今市２丁目10番９号　エクセレント旭　403号
破産者　掘井　　光
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３８７号
大阪府茨木市西駅前町12番20号　オカゼンビル404号
破産者　髙田　美幸
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３９０号
大阪市西成区潮路１丁目３番27号　２階
破産者　上月　広美
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４１４号
大阪市港区港晴２丁目６番20号　港晴しょみんハイツ　402号
破産者　加茂　聖子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４３９号
大阪府門真市岸和田３丁目６番38号
破産者　有馬　美子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４２号
大阪府豊中市上津島２丁目15番14号
破産者　砂田　安弘
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４６４号
大阪府茨木市五十鈴町７番22号　吉村文化103号
破産者　田中孝一こと　金　　基燦
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４７４号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目18番７号　サナサンテ東住吉
破産者　倉山　秀信
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５１９号
大阪府摂津市正雀３丁目11番10―306号　龍亀マンション
破産者　山川　和也
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５３９号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目２番119－３号、前住所大阪府摂津市鳥飼野々１丁目１番９－５号
破産者　佐々木　博
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５５０号
大阪市住吉区我孫子３丁目８番11号　あびこマンション　301号
破産者　藤原　　武
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０号
兵庫県伊丹市行基町３丁目78番地１
破産者　平井　元一
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第７４号
兵庫県川西市萩原１丁目11番25―303号
破産者　富田　紅葉（旧姓原田）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第８３号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目６番６－203号、前住所大阪府大東市明美の里町２番14号
破産者　北門　孝政
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９１号
兵庫県川西市小花１丁目15番12号
破産者　三輪　直美（旧姓川戸）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
兵庫県宝塚市山本台２丁目１番40号　ｃａｓａｄｅ３Ａ
破産者　加藤　昌美
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
兵庫県川西市下加茂２丁目４番２－708号
破産者　石川　文子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
兵庫県伊丹市行基町１丁目26番地　ハイツユニゾン406号
破産者　坂井　明菜
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第６４号
兵庫県姫路市打越674番地２
破産者　西川　和宏
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１１２号
和歌山市吉礼1613番地１　インペリアル吉礼駅前306号
破産者　生駒　公子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１３１号
和歌山市紀三井寺672番地　ドエル紀三井寺302号
破産者　永松　千佳
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４７号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1266番地
破産者　小川　郁子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４９号
和歌山県紀の川市東三谷211番地１
破産者　山本　政希
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５８号
和歌山市市小路148－５　西岡マンション102、住民票上の住所和歌山市市小路65番地１　メゾン紀ノ川３Ｄ
破産者　土井耕二こと　尾家　耕二
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７５号
和歌山県紀の川市下井阪573番地１　グリーンフルＫ１棟101号室
破産者　瀬戸　一男
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７６号
和歌山市田尻138番地63
破産者　傳寶　麻衣子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７８号
和歌山市延時97番地２　リ・ヴェール103
破産者　北谷　雅広
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７９号
和歌山市鷺ノ森東ノ丁13番地　メゾンベル鷺ノ森505
破産者　木村　裕治
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５号
山口県萩市大井2936番地、前住所山口県山口市小郡上郷1372番地１サンクレスト103
破産者　最上　　拓
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第１２７号
香川県高松市松島町二丁目13―５　セレクトテラス第一学園前201、住民票上の住所香川県さぬき市鴨庄3786番地３
破産者　浦嶋　辰伍
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４号
愛媛県大洲市西大洲甲911番地１　大洲幸楽園、前住所愛媛県松山市西石井１丁目６番34号　岡本アパート２階
破産者　永原　政英
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第１３８号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4707番地３　プレジール本郷Ｂ―102
破産者　川渕　　愛（旧姓大城）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１５４号
福岡県久留米市東合川町144番地１　ラ・フォンティーヌ参番館105号、前住所福岡県福岡市西区上山門３丁目１番44―６号　クワトロ・ヴィラ上山門３丁目
破産者　松本遼太郎
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１５５号
福岡県久留米市梅満町1577番地１　サンジェイドＢ―206号
破産者　諸藤　恵美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第５６号
佐賀県伊万里市新天町558番地３　山田ビル３Ｆ
破産者　末竹こと末竹さなえ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第５７号
佐賀県伊万里市脇田町1454番地228
破産者　野田　瑞希
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第２７号
佐賀県唐津市鏡4159番地５
破産者　吉田悠ノ介
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第６２号
長崎県諫早市中尾町５番地14
破産者　池田純一朗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第５５４号
大分県臼杵市大字佐志生1932番地
破産者　眞田　大介
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓187番地４　グリーンビレッジ吾平団地４号棟104号、前住所鹿児島県鹿屋市寿１丁目15番３号　みどり山ハイツ野元105号
破産者　平山　武昭
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年（再イ）第２３９号
東京都豊島区要町１―32―７―201
再生債務者　重井　優樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年11月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３３号
茨城県坂東市辺田1056番地19　アンビシアⅡ102
再生債務者　飯島　幹太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日　水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（再イ）第１０号
岡山県美作市大井が丘700番地1549
再生債務者　田渕　弘伺
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第４４号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目４番10―102号
再生債務者　菅野　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第１１９号
北九州市八幡西区浅川学園台１丁目14番６号
再生債務者　高倉亜木子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月29日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第２９３号
横浜市港南区日野南５丁目48番19号　202
再生債務者　林　　裕大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第３０２号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目26番５―504号
再生債務者　今原　佳美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第９号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目９番地の７　レイディアント湘南台602号
再生債務者　玉置　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２号
北海道虻田郡倶知安町北四条西４丁目７―22　ガレリアプラスクヴェル210号室
再生債務者　西倉　威弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日　札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（再イ）第２号
群馬県館林市美園町21番31号　松本喜代三貸家Ｂ
再生債務者　高地　江梨香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日　前橋地方裁判所太田支部
令和８年（再イ）第３３号
横浜市南区前里町４丁目96番地６　カーサ森Ⅱ　202
再生債務者　羽鳥亜希　（旧姓大桃）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係
令和８年（再イ）第１６号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目134番地
再生債務者　明石征一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和７年（再イ）第１１９号
仙台市青葉区堤町３丁目24番12号
再生債務者　塩谷　英二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
仙台地方裁判所第４民事部
令和７年（再イ）第２４４号
横浜市青葉区あかね台２丁目１番地７
再生債務者　金井　一文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係
令和８年（再イ）第３号
川崎市高津区明津24番地８
再生債務者　井上　　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（再イ）第１０号
奈良県大和高田市土庫１丁目４番30号
再生債務者　安本　隆人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和７年（再イ）第２６９号
神奈川県鎌倉市大船２丁目10番34―105号
再生債務者　齊藤可奈子（旧姓佐藤）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部再生係
令和８年（再イ）第１号
香川県観音寺市木之郷町163番地５
再生債務者　鈴木　修三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
高松地方裁判所観音寺支部
令和８年（再イ）第１７号
千葉県柏市南増尾２丁目16番６号
再生債務者　大西　智之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月28日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和８年（再イ）第３１号
千葉県松戸市幸谷201番地
再生債務者　菊田　悠登
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月28日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和８年（再イ）第１６号
東京都足立区谷中１―20―11―204
再生債務者　柳川　千知
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第１００号
東京都板橋区赤塚新町３－８―21―701
再生債務者　天野　正治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第１１６号
東京都世田谷区千歳台３－３－２　第５アルカディア302
再生債務者　武田　大延
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第３４号
兵庫県神崎郡福崎町南田原1151番地
再生債務者　谷口　嘉彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日　神戸地方裁判所姫路支部
令和７年（再イ）第３１号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂150番地の１
再生債務者　島　　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月29日
福島地方裁判所いわき支部
令和８年（再イ）第４２号
大阪府門真市北島町22番18号
再生債務者　林田　正美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（再イ）第２５号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東２丁目14番５号
再生債務者　上瀧　みき
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月29日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（再イ）第３号
青森県弘前市大字堀越字柳田144番地３
再生債務者　齊藤　康章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第３４号

愛知県豊田市西岡町星ヶ丘１　レジデンス高岡31409、住民票上の住所愛知県豊橋市富士見台三丁目９番地８

再生債務者　三宅　詩音

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年７月30日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１８号

東京都立川市錦町２－２－11－304号（住民票上の住所）大阪府大阪市旭区高殿７丁目１番13号グローリィ岡村Ⅱ３－Ａ

再生債務者　村岡慎平　（旧姓小泉）

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年７月31日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和８年８月14日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　芝村　善治

記

３．［２］⑵の次に次のとおり加える。

⑶　中国道特定更新工事に伴う料金調整（一般道迂回料金調整）

①　料金の調整を行う自動車

④イに掲げるいずれかの指定インターチェンジから流出し、④ロに掲げるいずれかの指定インターチェンジから再流入し、又は④ロに掲げるいずれかの指定インターチェンジから流出し、④イに掲げるいずれかの指定インターチェンジから再流入し、当該流出から再流入までの時間が３時間以内であって、順方向に走行するＥＴＣ車

②　料金調整を適用した後の料金の額

①に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の通行料金を上限とする。

③　実施期間

令和８年８月17日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

④　指定インターチェンジ

イ　近畿自動車道敦賀線の三田西インターチェンジ、中国縦貫自動車道の神戸三田インターチェンジ及び吉川インターチェンジ並びに山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ及び三木東インターチェンジ

ロ　近畿自動車道名古屋神戸線の川西インターチェンジ及び宝塚北スマートインターチェンジ並びに中国縦貫自動車道の宝塚インターチェンジ及び西宮北インターチェンジ

⑤　その他

１．［２］⑵の各割引については、②に定める料金調整を適用した後の料金の額に対して適用する。

３．［４］のうち、⑷を削り、⑸を⑷とする。

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　井原　智生

登録番号　23236

事 務 所　東京都千代田区二番町９－３

ＴＨＥ　ＢＡＳＥ麹町

千代田区二番町法律事務所

３　処分の内容　除名

４　処分が効力を生じた年月日

令和８年７月28日

令和８年７月30日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～40歳代の男性、身長184㎝、着衣及び所持品は長袖Ｔシャツ１枚、パンツ１枚、ジャンパー１枚、ズボン１本、ベルト１本、靴下１枚、タバコ１箱

上記の者は、令和８年７月13日午後６時頃秋田県にかほ市象潟町字入道島15番地８所在の由利本荘警察署にかほ幹部交番から西方約１㎞に位置する象潟漁港小澗分港の日本海岩場で発見されました。死因は溺死、死亡日時は令和８年７月上旬頃と推定。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

令和８年８月14日

秋田県　にかほ市長　市川　雄次

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

青森県青森市勝田二丁目二番九号

有限会社青森ホームズ

清算人　斎藤　聖子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

宮城県塩竈市佐浦町八番一九号

有限会社サンワサービス

清算人　鈴木　幸枝

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

仙台市若林区河原町一丁目三番二一号

株式会社ユニティメイト

代表清算人　熊谷　寿子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

山形県飽海郡遊佐町吉出字和田六番地

有限会社斎藤鮮魚店

清算人　斎藤　勇

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

山形県米沢市成島町二丁目一番五四一四号

章工ネ電気株式会社

代表清算人　髙橋　陸也

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

宮城県塩竈市佐浦町八番一九号

有限会社サンワサービス

清算人　鈴木　幸枝

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福島県福島市鎌田字卸町一七番地の五

株式会社吉坂

代表清算人　吉村　征貴

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福島県いわき市泉ヶ丘三丁目二〇番地の一二

有限会社Ｈ．Ｉ．Ｈ

清算人　池内　昇

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

茨城県下妻市半谷字前原六四二番地一二

株式会社永和

代表清算人　結束　和永

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

茨城県稲敷郡美浦村大字信太一八〇〇番地

木村鉄工株式会社

代表清算人　木村　勝彦

解散公告

当社は、令和八年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県加須市北辻一四一番地一

拓進株式会社

代表清算人　須之内良多

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県新座市栄三―五―二

一般社団法人国際同心会

代表清算人　蘇　炳郎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県戸田市南町四―二八―四一四

クリエイトコネクション合同会社

清算人　鈴木　亮司

解散公告

当社は令和八年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

千葉県八街市榎戸四一七番地一〇六

北原合同会社

清算人　砂川　武雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

千葉県松戸市三矢小台五丁目二〇番地の五

東日本エネルギー開発株式会社

代表清算人　吉田　伸治

解散公告

当社は、令和八年四月三十日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

千葉県船橋市高根台六丁目三二番七号

赤井測量有限会社

清算人　赤井さゆり

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

千葉県木更津市八幡台六丁目三〇番一一号

有限会社平島設備

清算人　平島　昇

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号ダイヤゲート池袋五階

合同会社ＩｎｎｏＶｉｃｔ

清算人　今泉　祐太

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都江東区亀戸七丁目四二番一号

アサヒ工業株式会社

代表清算人　山崎　久

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ディー・ティー・シー・セブン特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社Ｖｉｏｌａ

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区赤坂二丁目一二番七号赤坂二丁目ビル二階

ポリテックス環境インク合同会社

清算人　寺尾　卓

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都町田市原町田四丁目一一―一三天野ビル四Ｆ

緑労働合同会社

清算人　宮崎　駿馬

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区赤坂四丁目一五番一号

株式会社クリニックＴＶ

代表清算人　望月　勇哉

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都新宿区高田馬場二丁目一三番二号Ｐｒｉｍｅｇａｔｅ高田馬場五Ｆ

ピタッと採用株式会社

代表清算人　武田　直人

解散公告

当社は、令和八年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区赤坂二丁目一七番五〇―二八〇九号

株式会社日本アセットホーム

代表清算人　大山　昌宏

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都武蔵野市関前三丁目一〇番七号

日本高級茶輸出推進機構株式会社

代表清算人　渡邊　由佳

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都武蔵野市関前三丁目一〇番七号

日本プレミアム交易推進機構株式会社

代表清算人　渡邊　由佳

解散公告

当社は、令和八年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都中央区日本橋久松町五番六号イマス久松町ビル四Ｆ五一号室

株式会社アセリオナ

代表清算人　朱　懋賢

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都立川市幸町一丁目一四番地の一二勝栄ビル三〇一号

株式会社首都圏賃貸管理センター

代表清算人　矢島　守

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都墨田区業平四丁目一〇番一号

有限会社コタキ畜産

清算人　古滝　マサ

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都新宿区新宿一丁目三六番一二号サンカテリーナビル六Ｆ一〇号室

株式会社カインドネスインターナショナル

代表清算人　髙橋　英貴

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都大田区久が原四丁目一三番四号

株式会社Ｊ―ＳＯＸアドバイザー

代表清算人　山本　眞介

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都墨田区吾妻橋二丁目一八番一五号一階

株式会社人力車

代表清算人　**廣**田　裕司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー二階

Ｇａｍｆｕｔｕｒｅｓ株式会社

代表清算人　上村　綾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三九番七―一二〇四号

有限会社サン・ティー・インターナショナル

代表清算人　張　忠信

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ワイズ

清算人　佐々木啓晴

解散公告

当社は、令和八年七月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区南麻布一丁目六番三一号タイガー南麻布一三〇二

ＥＺ　Ｃｈａｔ合同会社

清算人　関山寿昌代

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都渋谷区本町一丁目一七番一〇号

有限会社オフィスミヤケ

清算人　三宅貴代美

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ10合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

プラスエステ合同会社

清算人　楊　怡霖

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都文京区弥生二丁目一四番八－一〇六号

Ｅｎｊｏｙ　Ｔｏｋｙｏ合同会社

清算人　楊　雯

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都文京区白山一丁目三三番八－三二二号

一般社団法人才知修養学舎

代表清算人　須東　昌代

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都板橋区熊野町一五番五号

有限会社飯盛機械

清算人　飯盛　和男

解散公告

当社は、令和八年七月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都豊島区池袋二－一二－一四－六階

合同会社ブルータイガー

清算人　橋本　章一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

一般社団法人ＪＦＲブリッジ２

代表清算人　池田　勉

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＪＦＲブリッジ２合同会社

清算人　池田　勉

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都荒川区西日暮里一丁目二番二－三〇五号オアシス西日暮里

株式会社ＣＳＴ

代表清算人　浦田　翔

解散公告

当法人は、令和八年七月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都新宿区高田馬場一丁目二八番一八号和光ビル三〇三

一般社団法人日本モメンタム協会

代表清算人　竹本　伸吾

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都新宿区高田馬場一丁目二八番一八号

ＪｏｙＢｉｚコンサルティング株式会社

代表清算人　波多江嘉之

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

神奈川県平塚市立野町一七番二五号

株式会社山田金物店

代表清算人　山田　彰

解散公告

当社は、令和八年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

神奈川県相模原市南区御園三丁目三四番二六号

有限会社東建テック

清算人　東井上建志

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

横浜市南区大岡五丁目四番一九号

有限会社宇田商店

清算人　松下　花織

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

川崎市川崎区東門前二丁目一番七号

有限会社ハーモニー

清算人　鈴木　良子

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

新潟県燕市吉田法花堂七〇九番地

株式会社美吉

代表清算人　王　瑚研

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福井県大飯郡おおい町成和第二号一番地一六

カツマ産業株式会社

代表清算人　左中　伸昭

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

山梨県南アルプス市上宮地一六二七番地

株式会社アヤメＴＥＣＨ

代表清算人　依田　健史

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

長野県上田市五加一〇〇一番地四

有限会社上田金型プリシジョン

清算人　遠藤　義生

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

長野県千曲市大字稲荷山一〇九五番地四

株式会社越石

代表清算人　松林美由紀

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

岐阜県大垣市俵町六二番地の一

有限会社アプラウド

清算人　大野　典子

解散公告

当会社は令和八年七月二十一日解散し、清算人を城森孝仁としました。当会社の債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

[illegible]

ＯＣバイオサイエンス株式会社

清算人　城森　孝仁

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

静岡県伊東市鎌田一〇八六番地の三三九

有限会社ピーディシー

清算人　松井　政子

解散公告

当社は、令和八年一月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

静岡県浜松市中央区篠原町三七六四―四

株式会社リンクス

代表清算人　谷口　大稀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

静岡市清水区江尻町一〇番四号の二

有限会社地域環境設計事務所

清算人　小澤健一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

静岡市葵区北番町三四番地の一ル・シェモア北番町二〇三

有限会社八雲製作所

清算人　吉川　詠子

解散公告

当社は、令和八年七月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

愛知県豊田市大林町十丁目一番地一〇

合同会社ＰＨＵＣ　ＮＵＹＥＮジャパンサポート

清算人　木本　知孝

解散公告

当社は、令和八年七月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

名古屋市中区三の丸一丁目一四番七号本丸ビル三一八号室

壱兆株式会社

代表清算人　詹　智閔

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥いたします。

令和八年八月十四日

愛知県半田市白山町四丁目一二番地ガウディ白山一―Ｄ

株式会社ことぶき

清算人　鳥井ちひろ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

名古屋市中区東桜二丁目二二番一八号日興ビルヂング六階―六

インフィニティー株式会社

代表清算人　橘　信市

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府池田市伏尾台五丁目八番地の三

ＴＯＵＣＨ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎ合同会社

清算人　舘村　卓

解散公告

当法人は、総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府河内長野市千代田南町一一番一号

特定非営利活動法人関西マリッジサポート

清算人　鍵本　昭彦

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府大阪市中央区平野町二丁目五番八号

平野町センチュリービル三階

葉月株式会社

代表清算人　周　建威

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府吹田市南吹田一丁目一〇番三号

大日電機株式会社

代表清算人　北　寛治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府摂津市北別府町三番二四号

高雄興業株式会社

代表清算人　下川　健二

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府茨木市沢良宜東町一二番一七号

御清堂生物技術株式会社

代表清算人　鄔　利明

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府茨木市沢良宜東町一二番一七号

美享医薬株式会社

代表清算人　鄔　利明

解散公告

当社は、令和八年四月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

神戸市東灘区本山南町一丁目一番三一号

有限会社細見工務店

清算人　細見　貞夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

神戸市中央区中山手通二丁目一四番一三号

有限会社アシダ

清算人　黒田　佳美

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

兵庫県明石市大久保町大久保町七二七番地

株式会社アンデックス

清算人　安藤　正一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

奈良県北葛城郡広陵町百済七八二―八

株式会社根本工務店

代表清算人　根本　美香

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

奈良県橿原市葛本町七二七番地の一〇

有限会社トラスト

清算人　植松　裕

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

岡山県都窪郡早島町前潟五二〇番地一―八〇一

合同会社ＥＮＮＥＴ

清算人　和田　真吾

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

岡山市北区津島笹が瀬四番三七号

有限会社神崎組

清算人　神崎　一郎

解散公告

当社は、令和八年七月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

岡山県津山市山下一八番地二

株式会社パルカ

代表清算人　元部　隆富

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

広島県呉市郷原町一六〇八番地

有限会社山野鉄工所

清算人　山野　至

解散公告

当社は、令和八年八月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

広島県廿日市市峠一〇二四五番地四三

株式会社廿日市管理

代表清算人　石川　直寛

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

山口県下関市菊川町大字下保木六一七番地

有限会社柴崎建設

代表清算人　柴崎　一也

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

香川県高松市室新町一〇三二番地六

株式会社山海福通

代表清算人　王　棟熠

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

愛媛県松山市土居田町二五三番地一

株式会社財務サポートコンサルティング

代表清算人　片上　佳子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福岡県福津市津屋崎五丁目一七番一六号

一般社団法人みらい環境研究会

代表清算人　小林　伸行

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

長崎県東彼杵郡川棚町栄町五番地

有限会社河野薬局

清算人　河野　海

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本市中央区水道町九番二〇―九〇一号

有限会社ファースト・エンタープライズ

清算人　光永　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本市中央区呉服町三丁目三三番地

株式会社ＴＫビル

代表清算人　小出　文隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本県玉名郡南関町大字関外目二九三番地一

合同会社ＳＲトレーディング

清算人　カーン・シラージ

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月二十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

宮崎市橘通西四丁目六番七号

一般社団法人海と日本プロジェクトｉｎみやざき

代表清算人　中野　良子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

鹿児島県霧島市国分野口東四番三〇号

株式会社セントレアエコエネルギー霧島

代表清算人　寺田光一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

鹿児島県志布志市松山町新橋一五六〇番地

富士島電気産業株式会社

代表清算人　藤島　博仁

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町一六番四六号

特定非営利活動法人日本鉄道記録保存機構

清算人　中園　拓朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都中央区銀座六丁目六番一号銀座凪月堂ビル七階　医療法人社団岩垂純一診療所

清算人　岩垂　喜貴

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福岡県糸島市前原西一丁目一番一号

農事組合法人前原酪農振興組合

清算人　重冨　重彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十七日開催の責任役員会の決議及び北海道知事の認可により令和八年七月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

北海道苫小牧市双葉町二丁目一〇番一二号

宗教法人カトリックメリノール宣教会

清算人　ライヤフランシスアルベルト

解散公告（第三回）

当基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第三十四条第六項の規定により解散いたしましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

北海道釧路市北大通十二丁目一番地四

石炭鉱業年金基金

代表清算人　風呂谷文雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福井県敦賀市三島町一丁目一三番七号

医療法人よしの眼科

清算人　芳野　佳克

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十六日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪市住之江区中加賀屋一丁目一四番二二号

医療法人もとだ整形外科クリニック

清算人　元田　忠伸

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月二日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

神戸市灘区篠原南町四丁目四番二二号

宗教法人遍照寺

清算人　大山　彰英

第49期決算公告

令和８年８月14日

宮城県角田市角田字旭町32番地の３

窪田電気工事株式会社

代表取締役　横山　康

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,024,380
	固定資産	235,500
	合計	1,259,880
負債及び純資産の部	流動負債	341,460
	固定負債	220,000
	株主資本	698,420
	資本金	30,000
	利益剰余金	668,420
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	660,920
	（うち当期純利益）	（17,950）
	合計	1,259,880

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに松山市長の認可により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

愛媛県松山市北条辻一四四三番地六

医療法人菅歯科医院

清算人　菅　泰晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡古殿町大字山上字鹿場一一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　芳賀　彬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

福島県西白河郡矢吹町中沖一七番地

相続財産清算人　司法書士　小針　啓幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市金指三六九番地二、最後の住所茨城県石岡市上曽一五三四番地

被相続人　亡　嶋田　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号　風間法律事務所

相続財産清算人　弁護士　風間　治人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字瓦葺一七一九番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　俊平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一―七浦和チクラビル四階浦和法律事務所

相続財産清算人　弁護士　守重　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市領家三丁目二四番、最後の住所埼玉県川口市元郷三丁目一六番一八号

被相続人　亡　鷺　雄一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一二番一号カタヤマビル四階弁護士法人ながの法律事務所

相続財産清算人　弁護士　渡部　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字下唐子一九〇九番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　関口信太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県東松山市松葉町二丁目一番一三号東松山総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　五十川剛俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市四ツ屋字砂崎三四番地、最後の住所東京都足立区新田三丁目七番九号幸栄荘八号

被相続人　亡　齊藤　清忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都千代田区神田多町二丁目一一番カツミビル五階　弥生共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住柳町一六番地、最後の住所東京都足立区千住柳町四番六号

被相続人　亡　齋藤　篤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都豊島区池袋二丁目一四番五号丸十ビルⅡ二階　アルク法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市岸一丁目一七番地一六、最後の住所東京都武蔵村山市岸一丁目一七番地の一六

被相続人　亡　篠澤　福男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

事務所東京都新宿区市谷本村町二番一一号外濠スカイビル五階　四谷外濠法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小川　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西品川三丁目八九〇番地、最後の住所横浜市神奈川区菅田町二八五一番地カルデアの家　被相続人　亡　増岡　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

神奈川県横浜市中区本町一丁目四番地プライムメゾン横濱日本大通三階

相続財産清算人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区尻手二丁目一番、最後の住所横浜市鶴見区尻手二丁目一番五五―六〇一号　被相続人　亡　國府田京司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

神奈川県横浜市中区本町一丁目四番地プライムメゾン横濱日本大通三階

相続財産清算人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区上目黒五丁目一五七三番地、最後の住所神奈川県川崎市幸区小向町一〇番二二号リアンレーヴ川崎幸　被相続人　亡　福榮　嘉明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

川崎市川崎区宮前町八番一三号　大幸ビル四〇三号室　川崎さくら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷貝　弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二九一三番地二七、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二九一三番地二七

被相続人　亡　大澤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

長野県佐久市岩村田八二二　大井基弘法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大井　基弘

第57期決算公告

令和８年８月７日　宮城県亘理郡山元町坂元字町68番地

岩機ダイカスト工業株式会社

代表取締役　齋藤　明彦

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,203,926	流動負債	1,599,812
固定資産	7,395,787	（賞与引当金）	(132,000)
		固定負債	1,470,256
		（退職給付引当金）	(396,752)
		株主資本	11,413,553
		資本金	200,000
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	11,214,899
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	11,164,899
		（うち当期純利益）	(383,211)
		自己株式	△2,346
		評価・換算差額等	116,092
資産合計	14,599,713	負債・純資産合計	14,599,713

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市千旦林一五三九番地三、最後の住所岐阜県中津川市千旦林一五三九番地の三　被相続人　亡　蜂矢　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

岐阜県多治見市上野町四丁目四番地イトウビル二階Ｃ　ジュン法律事務所

相続財産清算人　弁護士　渡邉　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字柳瀬四三番地、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字丈六道六〇七番地の四ビレッジハウスごうど一―一〇八号　被相続人　亡　小倉　武一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山田　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市高師町字北原一番地九二、最後の住所愛知県豊橋市高師町字北原一番地九二市営西口住宅一号棟三〇八号　被相続人　亡　原　勤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

愛知県豊橋市大国町七五番一新川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小林　克彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市阿児町鵜方一九八九番地二、最後の住所三重県志摩市阿児町鵜方二九九五番地一　被相続人　亡　奥山　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

三重県伊勢市御薗町上條一一七五番地一二

相続財産清算人　司法書士　中村　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区麩屋町通蛸薬師下る梅屋町四九七番地、最後の住所京都市下京区三ノ宮町通上ノ口上る岩滝町二一六番地四　被相続人　亡　早瀬富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町四三六　永和御池ビル一〇階一〇〇二号　松原法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大塚千華子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市網引町七一二番地、最後の住所兵庫県加西市網引町七一二番地　被相続人　亡　前川　武士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

兵庫県加東市社五〇八番地四　白池ビル一階　やしろ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田　圭孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字浦富一〇三五番地七、最後の住所鳥取県米子市西福原八丁目一七番一〇号　本生マンション三〇五号　被相続人　亡　清水　鉱一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

鳥取県米子市久米町四五番地

相続財産清算人　弁護士　中村　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区土橋町四六番地、最後の住所広島市東区牛田東三丁目三八番四号　被相続人　亡　加藤　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

広島市安佐南区古市一丁目三八番二七―二〇一号

相続財産清算人　司法書士法人コールズ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市下市町一四六一番地、最後の住所山口県防府市国衙五丁目七番四九号　被相続人　亡　上村　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

山口県山口市中央四―三―一三第三宇部不動産ビル三階　林宏信法律事務所

相続財産清算人　弁護士　林　宏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉町六丁目五六番地、最後の住所福岡県福岡市中央区薬院二丁目五番二六―五一一号　被相続人　亡　田中ケイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産清算人　司法書士　野中　哲郎

第25期決算公告

令和８年８月14日

千葉市稲毛区六方町211番地７

株式会社ホームエナジック京葉

代表取締役社長　谷崎　修

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	189,982
	固定資産	1,094
	合計	191,077
負債及び純資産の部	流動負債	59,103
	株主資本	131,974
	資本金	40,000
	利益剰余金	91,974
	その他利益剰余金	91,974
	（うち当期純利益）	(5,917)
	合計	191,077

第34期決算公告　令和８年８月14日

茨城県神栖市柳川4123番地

鹿島シティフレイト株式会社

代表取締役　齋藤　正志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	83,351
	固定資産	58,271
	資産合計	141,623
負債及び純資産の部	流動負債	54,584
	固定負債	0
	負債合計	54,584
	株主資本	87,038
	資本金	50,000
	利益剰余金	37,038
	その他利益剰余金	37,038
	（うち当期純利益）	(2,435)
	純資産合計	87,038
	負債・純資産合計	141,623

第９期決算公告

令和８年６月19日

秋田県秋田市八橋南一丁目１番３号

株式会社ＴＥＡＭ　ＣＮＡ　Ｅ＆Ｓ

代表取締役　佐藤　彰義

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	383,775
	固定資産	38,509
	合計	422,284
負債及び純資産の部	流動負債	125,571
	固定負債	55,422
	株主資本	241,291
	資本金	20,000
	利益剰余金	221,291
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	216,291
	（うち当期純利益）	(61,590)
	合計	422,284

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市出町二番、最後の住所熊本市出町二番二三―二〇六号　被相続人　亡　荒木　俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本市中央区大江一丁目二番二五号　相続財産清算人　司法書士　山野　義則

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　高知県香美市土佐山田町楠目字楠目山一八〇七番一、同所字同一八〇七番二、同所字同三五一五番二三、同所字同三五一五番二四、同所字同三五一五番三六

二　供託所　高知地方法務局香美支局

三　供託番号　令和八年度金第七七号

四　供託金額　三、五七五、九六三円

五　裁判所　高知地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第五号

令和八年八月十四日

高知市南はりまや町一丁目一五番一四号　所有者不明土地管理人　司法書士　山下　雄平

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　鈴木伸一郎　住所　埼玉県さいたま市中央区上落合四丁目八番五号　生年月日　昭和二十三年六月十六日

二　供託所　さいたま地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第九四五号

四　供託金額　一億三四九七万八〇九八円

五　裁判所　さいたま家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第八〇〇九九号

令和八年八月十四日

埼玉県さいたま市大宮区宮町三―一一―四　オリエンタル大宮ビル四階大宮パートナーズ法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　佐藤　千秋

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　島袋　ゴゼ　住所　沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客二五四番地　生年月日　不明

二　供託所　那覇地方法務局名護支局

三　供託番号　令和八年度金第八十七号

四　供託金額　三七三、九八一円

五　裁判所　那覇家庭裁判所名護支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和二年（家）第八〇一九号

令和八年八月十四日

沖縄県名護市宮里五丁目一五番一五―四〇一号島津ビル　不在者財産管理人　中空　潤也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年八月十四日

一、墳墓等所在地　滋賀県大津市鳥居川町一〇

一、墳墓等の名称　宗教法人鳥居川霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍、富山県黒部市犬山一七番地　氏名、亀谷善介

一、改葬を行おうとする者　滋賀県大津市鳥居川一一―一四　宗教法人鳥居川霊園　管理者　三澤明美

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年八月十四日

一、墳墓等所在地　大阪府箕面市箕面八―一―三

一、墳墓等の名称　寒山寺境内墓地

一、死亡者の本籍、氏名及び区画番号　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府箕面市箕面八―一―三　寒山寺　代表役員　瀧瀬　尚純

第31期決算公告

令和８年８月14日

東京都港区南青山二丁目２番15号ウィン青山942

株式会社ハーズアレンジメント

代表取締役　小笠原　等

貸借対照表の要旨

（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,116
	固定資産	660
	合計	4,777
負債及び純資産の部	流動負債	8,518
	固定負債	44,000
	株主資本	△47,741
	資本金	10,000
	利益剰余金	△57,741
	その他利益剰余金	△57,741
	（うち当期純利益）	(6,981)
	合計	4,777

第４期決算公告

令和８年８月14日

東京都港区芝四丁目13番２号田町フロントビル９Ｆ

株式会社スリーアール

代表取締役　宮下　純

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,092
	繰延資産	307
	合計	9,400
負債及び純資産の部	流動負債	78
	株主資本	9,321
	資本金	10,000
	利益剰余金	△678
	その他利益剰余金	△678
	（うち当期純損失）	(189)
	合計	9,400

第10期決算公告

令和８年８月14日

千葉県香取市上小堀1519

千葉東アスコン株式会社

代表取締役　関　憲彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	693,454
	固定資産	1,000
	合計	694,454
負債及び純資産の部	流動負債	536,968
	株主資本	157,486
	資本金	10,000
	利益剰余金	147,486
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	144,986
	（うち当期純利益）	(58,673)
	合計	694,454

第23期決算公告　令和８年８月14日

神奈川県横浜市港南区上大岡西１丁目15番１号

株式会社上大岡都市開発

代表取締役　安室　伸一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	433,037
	固定資産	467,992
	合計	901,030
負債及び純資産の部	流動負債	62,154
	固定負債	196,361
	株主資本	642,513
	資本金	11,550
	利益剰余金	631,313
	利益準備金	2,887
	その他利益剰余金	628,426
	（うち当期純利益）	(76,137)
	自己株式	△350
	合計	901,030

第58期決算公告

令和８年６月26日

神奈川県横浜市神奈川区金港町２番地６

首都ハイウエイサービス株式会社

代表取締役　鴇田　耕一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,074,041
	固定資産	2,078,212
	合計	3,152,253
負債及び純資産の部	流動負債	160,319
	固定負債	519,477
	株主資本	2,472,457
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,825,437
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,820,437
	（うち当期純利益）	(217,720)
	自己株式	△372,980
	合計	3,152,253

第５期決算公告

令和７年９月25日

東京都練馬区関町南四丁目24番19号

株式会社アジャイル

代表取締役　樋口　一成

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	167,734
	固定資産	1,650
	合計	169,384
負債及び純資産の部	流動負債	185,969
	株主資本	△16,584
	資本金	10,000
	利益剰余金	△26,584
	その他利益剰余金	△26,584
	（うち当期純損失）	(3,559)
	合計	169,384

第57期決算公告　令和８年８月14日
三重県亀山市布気町280番地
株式会社菱電三重製作所
代表取締役　佐々木光晴
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,744
	固定資産	298
	合計	2,042
負純資産及のび部	流動負債	7
	固定負債	16
	負債合計	24
	株主資本	2,018
	資本金	50
	利益剰余金	1,968
	(利益準備金)	(12)
	(その他利益剰余金)	(1,956)
	(うち当期純損失)	(4)
	純資産合計	2,018
	合計	2,042

第40期決算公告
令和８年８月14日
新潟県胎内市清水９番地153
株式会社タイナイ
代表取締役社長　髙橋　肇
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	321,559
	固定資産	1,570,688
	資産合計	1,892,247
負純資産及のび部	流動負債	1,869,737
	(うち賞与引当金)	(8,700)
	固定負債	480,100
	株主資本	△ 457,590
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 467,590
	その他利益剰余金	△ 467,590
	(うち当期純損失)	(856,672)
	負債・純資産合計	1,892,247

第28期決算公告
令和８年６月30日
神奈川県横浜市西区平沼一丁目１番８号
株式会社神奈川ケイテクノ
取締役社長　永井　敏之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,137,752
	固定資産	94,205
	合計	2,231,957
負純資産及のび部	流動負債	1,269,393
	固定負債	62,350
	株主資本	900,214
	資本金	50,000
	利益剰余金	850,214
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	837,714
	(うち当期純利益)	(301,895)
	合計	2,231,957

第36期決算公告
令和８年６月23日
沖縄県石垣市字大川282番地
八重山リゾート開発株式会社
代表取締役　岩本　健治
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	403
	固定資産	3,440
	合計	3,843
負純資産及のび部	流動負債	39
	固定負債	5,897
	株主資本	△2,093
	資本金	100
	利益剰余金	△2,193
	その他利益剰余金	△2,193
	(うち当期純損失)	(37)
	合計	3,843

第66期決算公告　令和８年８月14日
香川県高松市香南町横井464―１
ウインセス株式会社
代表取締役　橋本　勝之
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,064,005
	固定資産	561,370
	合計	1,625,375
負純資産及のび部	流動負債	226,415
	固定負債	13,408
	株主資本	1,382,815
	資本金	48,000
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	1,422,614
	その他利益剰余金	1,422,614
	(うち当期純利益)	(68,172)
	自己株式	△90,799
	評価・換算差額等	2,736
	合計	1,625,375

第49期決算公告
令和８年６月24日
鳥取県鳥取市若葉台南７丁目４番３号
株式会社アマダプレスシステム鳥取
（旧商号　オリイ精機株式会社）
代表取締役社長　谷口　義信
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	796,312
	固定資産	103,634
	合計	899,947
負純資産及のび部	流動負債	374,325
	固定負債	40,137
	株主資本	485,483
	資本金	80,000
	利益剰余金	405,483
	利益準備金	3,130
	その他利益剰余金	402,353
	(うち当期純利益)	(40,371)
	合計	899,947

第28期決算公告
令和８年８月14日
東京都中央区日本橋本町二丁目３番15号
カチデベロップメント株式会社
代表取締役　豊嶋　克廣
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,997,098
	固定資産	6,477
	資産合計	3,003,576
負純資産及のび部	流動負債	3,470,789
	株主資本	△467,213
	資本金	134,250
	利益剰余金	△601,463
	その他利益剰余金	△601,463
	(うち当期純損失)	(626,267)
	負債・純資産合計	3,003,576

令和７年度決算公告
令和８年６月13日
佐賀県佐賀市鍋島５丁目１番１号佐賀大学医学部眼科内
公益財団法人佐賀県アイバンク協会
代表理事　乗田　泰
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,592,553
	固定資産	23,841,917
	基本財産	20,000,000
	特定資産	3,841,906
	その他固定資産	11
	合計	2,643,470
負味債財及産びの正部	流動負債	44,054
	固定負債	0
	指定正味財産	23,490,967
	一般正味財産	2,899,449
	合計	2,643,470

令和７年度決算公告
令和８年８月14日
東京都中央区勝どき一丁目６番７号
公益社団法人中央区医師会
代表理事　西井　京子
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	756,530
	固定資産	484,896
	合計	1,241,427
負純資産及のび部	流動負債	337,184
	固定負債	141,700
	負債合計	478,885
	指定純資産	151
	一般純資産	762,389
	純資産合計	762,541
	合計	1,241,427

第79期決算公告　令和８年７月23日
大阪市中央区高麗橋二丁目６番10号
株式会社東畑建築事務所
代表取締役社長　米井　寛
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,976
	固定資産	1,979
	繰延資産	17
	合計	8,972
負純資産及のび部	流動負債	1,722
	固定負債	2,278
	株主資本	4,972
	資本金	100
	利益剰余金	4,872
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	4,847
	(うち当期純利益)	(726)
	合計	8,972

第39期決算公告
令和８年６月25日
東京都港区新橋二丁目20番15号
株式会社ＤＮＰ科学分析センター
代表取締役　二井　裕之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	751,440
	固定資産	1,115,471
	合計	1,866,911
負純資産及のび部	流動負債	464,293
	固定負債	198,884
	株主資本	1,203,733
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,163,733
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,153,733
	(うち当期純利益)	(32,902)
	合計	1,866,911

第53期決算公告　令和８年６月23日
東京都台東区寿２丁目５番７号
アクリサンデー株式会社
代表取締役　梅田　博之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,216,561
	固定資産	210,961
	資産合計	1,427,523
負純資産及のび部	流動負債	812,786
	固定負債	49,872
	負債合計	862,659
	株主資本	564,864
	資本金	30,000
	利益剰余金	534,864
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	527,364
	(うち当期純利益)	(38,404)
	純資産合計	564,864
	負債・純資産合計	1,427,523

第１期決算公告　令和８年６月30日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ

QuinTrade株式会社

代表取締役　プーナム・グプタ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,934,800
	資産合計	4,934,800
負純資産及び部	株主資本	4,934,800
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△65,200
	その他利益剰余金	△65,200
	（うち当期純損失）	(65,200)
	負債・純資産合計	4,934,800

第19期決算公告　2026年７月21日

栃木県栃木市大久保町17番地１

株式会社共和飯塚

代表取締役　岩下　信吾

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	110
	固定資産	12
	合計	122
負純資産及び部	流動負債	57
	固定負債	0
	株主資本	65
	資本金	10
	利益剰余金	55
	その他利益剰余金	55
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	122

第23期決算公告

令和８年６月25日

北海道上川郡東川町3586番地３

株式会社北の住まい設計社

代表取締役　林　　祥隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	122,390
	固定資産	48,282
	合計	170,672
負純資産及び部	流動負債	113,441
	株主資本	57,230
	資本金	30,000
	資本剰余金	60,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	△32,769
	その他利益剰余金	△32,769
	（うち当期純損失）	(12,413)
	合計	170,672

第41期決算公告　2026年５月27日

東京都渋谷区代々木１―36―１

株式会社理創

代表取締役社長　西田　尚信

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,364
	固定資産	21,602
	資産合計	159,966
負純資産及び部	流動負債	47,244
	賞与引当金	10,732
	固定負債	18,783
	退職給付引当金	16,110
	株主資本	93,938
	資本金	29,000
	利益剰余金	64,938
	利益準備金	7,250
	その他利益剰余金	57,688
	（うち当期純損失）	(50,311)
	負債・純資産合計	159,966

第35期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

三井物産インシュアランス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,124,454
	固定資産	376,546
	合計	3,501,000
負純資産及び部	流動負債	1,607,948
	株主資本	1,893,052
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,793,052
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,768,052
	（うち当期純利益）	(647,600)
	合計	3,501,000

第９期決算公告　2026年７月23日

東京都中央区日本橋人形町一丁目３番８号

Nature Architects株式会社

代表取締役　須藤　　海

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	825
	固定資産	217
	資産合計	1,043
負純資産及び部	流動負債	320
	固定負債	543
	株主資本	71
	資本金	100
	資本剰余金	864
	その他資本剰余金	864
	利益剰余金	△892
	その他利益剰余金	△892
	（うち当期純損失）	(385)
	新株予約権	108
	負債・純資産合計	1,043

第41期決算公告　令和８年６月26日

東京都千代田区大手町二丁目２番１号

株式会社ロジクエスト

代表取締役　三ツ木研二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,635,082
	固定資産	1,756,945
	資産合計	6,392,028
負純資産及び部	流動負債	4,345,163
	固定負債	984,352
	株主資本	1,062,511
	資本金	70,000
	資本剰余金	384,560
	資本準備金	150,560
	その他資本剰余金	234,000
	利益剰余金	607,951
	（利益準備金）	(3,315)
	（うち当期純利益）	(1,126,341)
	負債・純資産合計	6,392,028

第34期決算公告　令和８年８月14日

東京都港区芝浦三丁目16番１号

株式会社ウォーターテック

代表取締役社長　花川　　因

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,513,334
	固定資産	206,374
	資産合計	4,719,708
負純資産及び部	流動負債	1,931,557
	固定負債	480,533
	負債合計	2,412,090
	株主資本	2,307,618
	資本金	85,000
	利益剰余金	2,222,618
	利益準備金	21,250
	その他利益剰余金	2,201,368
	（うち当期純利益）	(559,527)
	純資産合計	2,307,618
	負債・純資産合計	4,719,708

第８期決算公告　令和８年３月31日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号

株式会社DNP・SIG Combibloc

代表取締役社長　吉田　啓義

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	801
	資産合計	801
負純資産及び部	流動負債	474
	補修対策引当金	1
	株主資本	327
	資本金	75
	資本剰余金	75
	資本準備金	75
	利益剰余金	177
	その他利益剰余金	177
	（うち当期純利益）	(168)
	負債・純資産合計	801

第97期決算公告　令和８年６月25日

東京都新宿区西新宿３丁目20番２号

株式会社ワンダーテーブル

代表取締役　河野　博明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,052,629
	固定資産	2,853,554
	合計	7,906,184
負純資産及び部	流動負債	2,471,465
	固定負債	927,283
	株主資本	4,507,435
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,826,419
	資本準備金	1,169,534
	その他資本剰余金	656,885
	利益剰余金	2,631,015
	その他利益剰余金	2,631,015
	（うち当期純利益）	(1,221,221)
	合計	7,906,184

第21期決算公告　令和８年６月30日

東京都港区白金６丁目16番25―2701号

東京製鋼海外事業投資株式会社

代表取締役　王　　紅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,283
	固定資産	8,912
	資産合計	12,196
負純資産及び部	流動負債	44
	株主資本	12,151
	資本金	100
	資本剰余金	17,350
	資本準備金	8,720
	その他資本剰余金	8,630
	利益剰余金	△5,298
	その他利益剰余金	△5,298
	（うち当期純利益）	(795)
	負債・純資産合計	12,196

第11期決算公告

令和８年６月26日

東京都千代田区大手町二丁目２番１号

株式会社高千穂ファーム

代表取締役　山口　　隆

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	104,513
	固定資産	48,313
	資産合計	152,826
負純資産及び部	流動負債	378,267
	その他	378,267
	株主資本	△225,441
	資本金	1,000
	利益剰余金	△226,441
	その他利益剰余金	△226,441
	（うち当期純損失）	(159,481)
	負債・純資産合計	152,826

第10期決算公告

令和８年８月14日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
アビオンアンリーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,775,022
	固定資産	1,013,700
	合計	6,788,722
負純資産債及びの部	流動負債	1,323,941
	固定負債	5,462,126
	株主資本	2,656
	資本金	3,000
	利益剰余金	△344
	（その他利益剰余金）	（△344）
	合計	6,788,722

㈱　当期純損失　35千円

第25期決算公告

令和８年６月19日
東京都千代田区麹町５－４
株式会社フレクセス
代表取締役社長　森　務

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	81,041,152
	固定資産	10,501,841
	資産合計	91,542,993
負純資産債及びの部	流動負債	27,981,753
	株主資本	63,561,240
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	87,589,640
	利益準備金	6,000,000
	その他利益剰余金	81,589,640
	（うち当期純利益）	（9,281,054）
	自己株式	△64,028,400
	負債・純資産合計	91,542,993

第21期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
株式会社ヒューマックスオペレーションズ
代表取締役　辻　敏明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,868
	固定資産	12,098
	合計	59,967
負純資産債及びの部	流動負債	16,865
	固定負債	4,350
	株主資本	38,751
	資本金	10,000
	資本剰余金	11,018
	その他資本剰余金	11,018
	利益剰余金	17,733
	その他利益剰余金	17,733
	（うち当期純損失）	（5,414）
	合計	59,967

第13期決算公告

令和８年６月26日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社Ｓ．Ｏ．Ｗ．ホールディングス
代表取締役　髙橋　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,576,285
	固定資産	8,874,052
	資産合計	12,450,337
負純資産債及びの部	流動負債	973,707
	固定負債	4,112,699
	株主資本	7,363,930
	資本金	100,000
	資本剰余金	785,013
	その他資本剰余金	785,013
	利益剰余金	6,648,916
	その他利益剰余金	6,648,916
	（うち当期純利益）	（2,032,071）
	自己株式	△170,000
	負債・純資産合計	12,450,337

第３期決算公告

令和８年６月10日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＪＳＭＣホールディングス株式会社
代表取締役　宮崎　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,711
	固定資産	6,057
	資産合計	91,768
負純資産債及びの部	流動負債	3,634
	株主資本	88,133
	資本金	10,000
	資本剰余金	96,744
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	94,244
	利益剰余金	△18,611
	その他利益剰余金	△18,611
	（うち当期純損失）	（17,461）
	負債・純資産合計	91,768

第40期決算公告

令和８年８月14日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ジ エ コ 株 式 会 社
代表取締役　宇野　貴雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	38,889
	固定資産	7,778
	資産合計	46,668
負純資産債及びの部	流動負債	10,491
	株主資本	36,633
	資本金	10
	利益剰余金	36,623
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	36,621
	（うち当期純利益）	（42,617）
	評価・換算差額等	△457
	その他有価証券評価差額金	△457
	負債・純資産合計	46,668

第40期決算公告

2026年６月18日　東京都新宿区西新宿六丁目14番１号
セコムアルファ株式会社
代表取締役社長　大山　稔

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,531,094	流動負債	426,636
固定資産	337,149	（賞与引当金）	（25,352）
有形固定資産	172,648	（製品保証引当金）	（18,458）
無形固定資産	2,682	固定負債	22,099
投資その他の資産	161,817	株主資本	2,419,507
		資本金	271,000
		資本剰余金	294,885
		資本準備金	294,885
		利益剰余金	1,853,621
		利益準備金	4,960
		その他利益剰余金	1,848,661
		（うち当期純利益）	（220,906）
資産合計	2,868,243	負債・純資産合計	2,868,243

第20期決算公告

令和８年６月19日　千葉県木更津市築地１番地１
日鉄ビジネスサービスハートフル株式会社
代表取締役　内田　秀治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	194,165	流動負債	146,090
固定資産	69,760	賞与引当金	52,047
有形固定資産	42,924	その他	94,043
投資その他の資産	26,836	固定負債	62,896
		退職給付引当金	31,020
		その他	31,876
		株主資本	54,939
		資本金	10,000
		利益剰余金	44,939
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	42,439
		（うち当期純利益）	（12,548）
合計	263,925	合計	263,925

第131期決算公告

令和８年７月30日　大阪市西区新町四丁目13番１号
株式会社赤尾
代表取締役　赤尾　隆

貸借対照表の要旨　（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,266,273	流動負債	4,118,997
固定資産	5,825,890	固定負債	1,618,063
		株主資本	7,177,094
		資本金	50,000
		資本剰余金	7
		利益剰余金	7,599,166
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	7,586,666
		（うち当期純利益）	（916,152）
		自己株式	△ 472,080
		評価・換算差額等	178,008
		その他有価証券評価差額金	178,008
資産合計	13,092,164	負債・純資産合計	13,092,164

第54期決算公告

令和８年８月14日　東京都千代田区麹町二丁目４番地
豊通ファッションエクスプレス株式会社
代表取締役社長　福田　康正

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,824	流動負債	4,923
固定資産	749	賞与引当金	113
		その他	4,810
		固定負債	331
		退職給付引当金	319
		その他	12
		株主資本	1,319
		資本金	84
		利益剰余金	1,235
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	1,214
		（うち当期純利益）	（332）
資産合計	6,573	負債・純資産合計	6,573

第８期決算公告

令和８年６月22日　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

大和エアボーン株式会社

代表取締役　広谷　洋一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,278,962,564	流動負債	406,281,012
固定資産	91,522,793	固定負債	76,954,431
		（うち賞与引当金）	（76,954,431）
		株主資本	887,249,914
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	301,000,000
		資本準備金	1,000,000
		その他資本剰余金	300,000,000
		利益剰余金	585,249,914
		その他利益剰余金	585,249,914
		（うち当期純利益）	（531,196,777）
資産合計	1,370,485,357	負債・純資産合計	1,370,485,357

第５期決算公告

令和８年８月14日

東京都港区西新橋一丁目１番１号日比谷フォートタワー10階

SAP Fioneerジャパン株式会社

代表取締役　パトリック・ダニエル・シュミット

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	511,498	流動負債	601,329
固定資産	581,243	賞与引当金	42,959
		固定負債	24,662
		退職給付引当金	24,662
		負債合計	625,991
		株主資本	466,749
		資本金	10,000
		利益剰余金	456,749
		その他利益剰余金	456,749
		（うち当期純利益）	（83,364）
		純資産合計	466,749
資産合計	1,092,741	負債・純資産合計	1,092,741

第31期決算公告

令和８年６月25日　東京都新宿区西新宿３丁目20番２号

株式会社ヒューマックスエンタテインメント

代表取締役　秋元巳智雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,987,304	流動負債	1,004,385
固定資産	1,164,765	固定負債	1,212,656
		株主資本	1,935,027
		資本金	75,000
		資本剰余金	860,338
		資本準備金	36,812
		その他資本剰余金	823,525
		利益剰余金	999,689
		その他利益剰余金	999,689
		（うち当期純利益）	（167,116）
合計	4,152,069	合計	4,152,069

第28期決算公告

令和８年６月29日

東京都文京区本郷七丁目３番１号産学連携プラザ３階

株式会社東京大学ＴＬＯ

代表取締役社長　本田　圭子

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	759,471	流動負債	381,868
固定資産	43,379	賞与引当金	12,500
繰延資産	22,640	役員賞与引当金	12,800
		固定負債	114,105
		退職給付引当金	102,660
		役員退職慰労引当金	11,445
		株主資本	329,516
		資本金	20,000
		利益剰余金	309,516
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	304,516
		（うち当期純利益）	（63,509）
資産合計	825,490	負債・純資産合計	825,490

第82期決算公告

令和８年８月14日　石川県金沢市鞍月二丁目２番地

株式会社白山

代表取締役　米川　達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,815	流動負債	2,791
固定資産	1,824	賞与引当金	276
		固定負債	765
		退職給付引当金	183
		株主資本	7,082
		資本金	100
		資本剰余金	628
		その他資本剰余金	628
		利益剰余金	6,665
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	6,640
		（うち当期純利益）	（4,206）
		自己株式	△312
合計	10,639	合計	10,639

第３期決算公告

令和８年８月14日　東京都千代田区大手町一丁目４番２号

ＭＣエコノミック・エステート・ディベロップメント・ベトナム株式会社

代表取締役　橘　雅門

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76,596	流動負債	10,923
固定資産	1,980,309	固定負債	1,806,518
		株主資本	252,328
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	192,328
		その他利益剰余金	47,255
		（うち当期純利益）	（145,072）
		評価・換算差額等	△12,864
		外貨換算調整勘定	△12,864
資産合計	2,056,906	負債・純資産合計	2,056,906

第82期決算公告

令和８年８月14日　岡山県玉野市築港五丁目４番１号

日本特殊炉材株式会社

代表取締役　眞方　隆行

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,387,007	流動負債	1,302,999
固定資産	2,164,689	（賞与引当金）	（118,100）
		固定負債	854,220
		（退職給付引当金）	（750,000）
		（環境対策引当金）	（100,000）
		株主資本	9,394,477
		資本金	97,500
		資本剰余金	97,651
		資本準備金	97,651
		利益剰余金	9,199,326
		利益準備金	48,750
		その他利益剰余金	9,150,576
		（うち当期純利益）	（608,782）
資産合計	11,551,696	負債・純資産合計	11,551,696

第80期決算公告

2026年８月14日　大阪市中央区南新町一丁目２番４号

株式会社光陽社

代表取締役　上村　謙

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,015,182	流動負債	949,274
固定資産	210,655	固定負債	67,665
		株主資本	203,306
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	75,000
		利益剰余金	13,306
		その他利益剰余金	13,306
		（うち当期純損失）	（25,107）
		自己株式	△10,000
		評価・換算差額等	5,591
資産合計	1,225,837	負債・純資産合計	1,225,837

第24期決算公告

令和８年６月26日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社エス・オー・ダブリュー

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	707,993
	固定資産	138,095
	資産合計	846,089
負純資産債及びの部	流動負債	256,983
	固定負債	72,387
	株主資本	516,718
	資本金	100,000
	資本剰余金	618,182
	資本準備金	331,980
	その他資本剰余金	286,202
	利益剰余金	△201,363
	（利益準備金）	(7,100)
	（うち当期純損失）	(1,532,651)
	自己株式	△100
	負債・純資産合計	846,089

第13期決算公告

令和８年８月14日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｈｉｊｅｔ Ⅱ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,563	流動負債	2,609
流動資産	159	固定負債	105
有形固定資産	3,403	負債合計	2,714
信託建物	715	社員資本	1,002
信託建物附属設備	49	特定資本金	102
信託工具器具備品	16	優先資本金	1,109
信託土地	2,621	剰余金	△208
その他の資産	154	当期未処理損失	208
流動資産	148		
繰延資産	5	純資産合計	1,002
資産合計	3,717	負債・純資産合計	3,717

損益計算書の要旨
（自　令和７年５月１日　至　令和８年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	137
営業費用	206
営業損失	68
営業外収益	0
経常損失	68
税引前当期純損失	68
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	69

第17期決算公告

令和８年６月26日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社ジックスタッフ
代表取締役　三ツ木研二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	533,841
	固定資産	2,644
	資産合計	536,485
負純資産債及びの部	流動負債	202,746
	株主資本	333,738
	資本金	90,000
	利益剰余金	243,738
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	233,738
	（うち当期純利益）	(48,971)
	負債・純資産合計	536,485

第49期決算公告

令和８年８月14日
宮城県仙台市青葉区国見三丁目３番21号
東北ペネット株式会社
代表取締役　馬場園實茂

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,835
	固定資産	2,241
	合計	23,077
負純資産債及びの部	流動負債	1,638
	株主資本	21,439
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,560
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△10,060
	（うち当期純利益）	(3,536)
	合計	23,077

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日
宮城県仙台市青葉区国見三丁目三番二一号
東北ペネット株式会社
代表取締役　馬場園實茂

第6期決算公告

令和８年６月26日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社ジックリース
代表取締役　三ツ木研二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	757,065
	固定資産	59,031
	資産合計	816,096
負純資産債及びの部	流動負債	337,101
	固定負債	319,547
	株主資本	159,447
	資本金	10,000
	利益剰余金	149,447
	その他利益剰余金	149,447
	（うち当期純利益）	(35,446)
	負債・純資産合計	816,096

第25期決算公告

令和８年８月14日
栃木県宇都宮市江曽島町1417番地１
株式会社オー
代表取締役　馬場信太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	819,762
	固定資産	349,592
	合計	1,169,354
負純資産債及びの部	流動負債	375,466
	固定負債	267,792
	株主資本	526,096
	資本金	74,700
	利益剰余金	451,396
	その他利益剰余金	451,396
	（うち当期純利益）	(227,510)
	合計	1,169,354

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百七十万円減少し四千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日
栃木県宇都宮市江曽島町一四一七番地
株式会社オー
代表取締役　馬場信太郎

第5期決算公告

令和８年６月26日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
S. R. Leather株式会社
代表取締役　阿部　亨

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,717
	固定資産	153
	資産合計	2,870
負純資産債及びの部	流動負債	169,161
	株主資本	△166,290
	資本金	10,000
	利益剰余金	△176,290
	その他利益剰余金	△176,290
	（うち当期純損失）	(37,571)
	負債・純資産合計	2,870

第77期決算公告

令和８年８月14日
千葉県習志野市津田沼六丁目13番９号
金二商事株式会社
代表取締役　三橋　治久

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,926
	固定資産	50,995
	資産合計	102,921
負純資産債及びの部	流動負債	6,034
	固定負債	58,357
	株主資本	38,528
	資本金	12,000
	利益剰余金	26,528
	利益準備金	834
	その他利益剰余金	25,694
	（うち当期純利益）	(213)
	負債・純資産合計	102,921

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日
千葉県習志野市津田沼六丁目一三番九号
金二商事株式会社
代表取締役　三橋　治久

決　算　公　告

令和８年８月14日
東京都千代田区神田神保町一丁目24番地
クレスパートナーズ株式会社
代表取締役　松田　達也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,454
	資産合計	12,454
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	12,383
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	1,383
	その他利益剰余金	1,383
	（うち当期純損失）	(11)
	負債・純資産合計	12,454

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し、一百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日
東京都千代田区神田神保町一丁目二四番地　クレスパートナーズ株式会社
代表取締役　松田　達也

第14期決算公告

令和８年８月14日
東京都小金井市東町四丁目42番１
株式会社コスモズ
代表取締役　佐野　秀穂

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,248,313
	固定資産	1,110,419
	合計	2,358,733
負債及び純資産の部	流動負債	276,522
	固定負債	629,937
	株主資本	1,452,274
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,372,274
	利益準備金	2,734
	その他利益剰余金	1,369,540
	（うち当期純利益）	(290,253)
	合計	2,358,733

第４期決算公告

令和８年８月14日
静岡県浜松市中央区和地山三丁目１番７号
Ｓ－Ｂｒｉｄｇｅｓ株式会社
代表取締役　長門　貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	65,556
	固定資産	190,729
	資産合計	256,285
負債及び純資産の部	流動負債	59,509
	固定負債	41,078
	株主資本	155,698
	資本金	100,000
	資本剰余金	230,142
	資本準備金	162,071
	その他資本剰余金	68,071
	利益剰余金	△174,444
	その他利益剰余金	△174,444
	（うち当期純損失）	(61,465)
	負債・純資産合計	256,285

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千九百九十九万九千五百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年八月十四日
静岡県浜松市中央区和地山三丁目一番七号　Ｓ－Ｂｒｉｄｇｅｓ株式会社
代表取締役　長門　貴

第12期決算公告

令和８年８月14日
東京都中央区築地五丁目３番３号
株式会社未来都市
代表取締役　舟越　裕介

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	124
	固定資産	13
	合計	138
負債及び純資産の部	流動負債	41
	固定負債	19
	株主資本	77
	資本金	10
	利益剰余金	67
	その他利益剰余金	67
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	138

第20期決算公告

令和８年８月14日
静岡県焼津市宗高480番地の２
株式会社マリンゴールド
代表取締役　羽根　博史

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,918
	固定資産	9,869
	合計	21,787
負債及び純資産の部	流動負債	390
	固定負債	0
	株主資本	21,397
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,397
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	1,297
	（うち当期純利益）	(89)
	合計	21,787

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日
静岡県焼津市宗高四八〇番地の二　株式会社マリンゴールド
代表取締役　羽根　博史

第43期決算公告

令和８年７月30日
神奈川県小田原市久野2480番地
三國リビングサービス株式会社
代表取締役社長　實方　康人

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	130,961
	固定資産	31,777
	合計	162,738
負債及び純資産の部	流動負債	44,055
	固定負債	41,693
	株主資本	76,990
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,990
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	65,740
	（うち当期純利益）	(820)
	合計	162,738

第44期決算公告

令和８年８月14日
鳥取市湖山町東四丁目93番地
株式会社ＹＤ
代表取締役　奥田　**真**悟

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	147,942
	固定資産	29,123
	資産合計	177,066
負債及び純資産の部	流動負債	73,242
	固定負債	23,601
	株主資本	80,223
	資本金	5,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	65,223
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	65,023
	（うち当期純利益）	(9,877)
	負債・純資産合計	177,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十四日
鳥取市湖山町東四丁目九三番地　（甲）株式会社ＹＤ　代表取締役　奥田　**真**悟
鳥取県八頭郡八頭町土師百井一五番地三　（乙）郡家重機有限会社　代表取締役　原田　洋子

第15期決算公告

令和８年８月14日
奈良県橿原市醍醐町384番１
株式会社ＫＰマネジメント
代表取締役　金山　靖昌

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	294,637
	固定資産	679,473
	合計	974,110
負債及び純資産の部	流動負債	741,678
	固定負債	47,400
	株主資本	185,032
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,032
	その他利益剰余金	175,032
	（うち当期純損失）	(70,446)
	合計	974,110

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百三十六万円減少し二百四万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

長崎県西彼杵郡長与町三根郷三九番地四
株式会社長芝メディカル
代表取締役　高原　優

第56期決算公告

令和８年８月14日
長崎県西彼杵郡長与町三根郷39番地４
株式会社長芝メディカル
代表取締役　高原　優

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,231
	固定資産	40,751
	合計	75,982
負債及び純資産の部	流動負債	48,249
	株主資本	27,732
	資本金	20,400
	利益剰余金	27,324
	利益準備金	5,100
	その他利益剰余金	22,224
	（うち当期純損失）	(1,999)
	自己株式	△19,992
	合計	75,982

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を二億七千四百十万四千五百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

名古屋市東区出来町三丁目四番六号
株式会社イー・エム・ケー
代表取締役　長谷川誠男

第24期決算公告

令和８年８月14日
名古屋市東区出来町三丁目４番６号
株式会社イー・エム・ケー
代表取締役　長谷川誠男

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,524
	合計	113,524
負債及び純資産の部	流動負債	9,745
	株主資本	103,779
	資本金	3,000
	利益剰余金	100,779
	その他利益剰余金	100,779
	（うち当期純損失）	(283)
	合計	113,524

第21期決算公告

令和８年８月14日
奈良県橿原市醍醐町384番地の１
株式会社グッドタフ
代表取締役　金山　靖昌

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	562,041
	固定資産	3,916
	合計	565,958
負債及び純資産の部	流動負債	337,967
	株主資本	227,990
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,284
	資本準備金	6,284
	利益剰余金	211,706
	その他利益剰余金	211,706
	（うち当期純損失）	(11,940)
	合計	565,958

第16期決算公告

令和８年８月14日
奈良県桜井市大字吉備564番地の３
ＳＨＲビル桜井303号
ＫＳ産業株式会社
代表取締役　金山　靖昌

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,800
	合計	9,800
負債及び純資産の部	流動負債	71
	株主資本	9,729
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,729
	その他利益剰余金	8,729
	（うち当期純損失）	(179)
	合計	9,800

第42期決算公告

令和８年８月14日
福岡県大野城市仲畑２丁目９番１号
京食品株式会社
代表取締役　瀬戸　克也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	312,946
	固定資産	203,347
	資産合計	516,293
負債及び純資産の部	流動負債	141,212
	賞与引当金	4,491
	固定負債	217,202
	株主資本	157,879
	資本金	10,000
	利益剰余金	147,879
	その他利益剰余金	147,879
	（うち当期純損失）	(4,410)
	負債・純資産合計	516,293

第79期決算公告

令和８年６月25日　東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
株式会社ヒューマックス
代表取締役　林　祥隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,820	流動負債	9,314
現金及び預金	13,245	固定負債	31,238
売掛金他	575	株主資本	22,473
固定資産	49,700	資本金	100
有形固定資産	41,020	資本剰余金	7,841
無形固定資産	390	資本準備金	120
投資その他の資産	8,290	その他資本剰余金	7,721
投資有価証券他	8,301	利益剰余金	14,532
貸倒引当金	△11	その他利益剰余金	14,532
		評価・換算差額等	494
		その他有価証券評価差額金	194
		繰延ヘッジ損益	300
資産合計	63,521	負債・純資産合計	63,521

損益計算書の要旨
（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,244
売上原価	3,787
販売費及び一般管理費	1,277
営業利益	1,178
営業外収益	682
営業外費用	467
経常利益	1,393
特別利益	540
特別損失	120
税引前当期純利益	1,813
法人税、住民税及び事業税	462
法人税等調整額	57
当期純利益	1,293

第５期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
三井物産インシュアランス・ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,570,781
	固定資産	1,441,131
	合計	3,011,912
負債及び純資産の部	流動負債	380,156
	固定負債	301,871
	株主資本	2,329,885
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	2,129,885
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,104,885
	（うち当期純利益）	(305,439)
	合計	3,011,912

第21期決算公告

令和８年８月14日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｍａｃａｎ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	20,943	流動負債	310
流動資産	770	固定負債	18,382
有形固定資産	20,162	負債合計	18,693
投資その他の資産	10	社員資本	2,718
その他の資産	468	特定資本金	674
流動資産	356	優先資本金	2,753
固定資産	90	剰余金	△709
投資その他の資産	90	当期未処理損失	709
繰延資産	20	純資産合計	2,718
資産合計	21,411	負債・純資産合計	21,411

損益計算書の要旨
（自　令和７年５月１日　至　令和８年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,052
営業費用	1,645
営業損失	592
営業外収益	1
営業外費用	0
経常損失	590
税引前当期純損失	590
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	591

第 25 期 決 算 公 告

令和８年８月14日

東京都中央区築地五丁目３番３号

株式会社未来都市開発

代表取締役　舟越　裕介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	24,268	流動負債	17,504
固定資産	4,084	固定負債	4,475
		株主資本	6,372
		資本金	20
		利益剰余金	6,352
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	6,347
資産合計	28,352	負債・純資産合計	28,352

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	38,054
売上原価	32,880
売上総利益	5,174
販売費及び一般管理費	2,257
営業利益	2,916
営業外収益	51
営業外費用	498
経常利益	2,469
特別利益	8
特別損失	2
税引前当期純利益	2,475
法人税、住民税及び事業税	776
当期純利益	1,698

第 17 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

三井物産リスクソリューションズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,246,210
	固定資産	67,198
	合計	1,313,408
負債及び純資産の部	流動負債	929,755
	株主資本	383,653
	資本金	100,000
	利益剰余金	283,653
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	258,653
	（うち当期純利益）	(253,171)
	合計	1,313,408

第 10 期決算公告

令和８年８月14日

千葉県八街市小谷流624番地

株式会社小谷流美術館

代表取締役　芦田　幸一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	77
	固定資産	775
	合計	852
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	852
	資本金	100
	資本剰余金	745
	資本準備金	422
	その他資本剰余金	322
	利益剰余金	7
	その他利益剰余金	7
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	852

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

千葉県八街市小谷流六二四番地

株式会社小谷流美術館

代表取締役　芦田　幸一

第 53 期 決 算 公 告

令和８年８月14日

大阪府堺市美原区木材通四丁目12番29号

日特ファーネス株式会社

代表取締役　眞方　隆行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	441,652
	固定資産	395,700
	合計	837,352
負債及び純資産の部	流動負債	76,103
	固定負債	59,024
	株主資本	702,225
	資本金	30,000
	利益剰余金	672,225
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	665,225
	（うち当期純利益）	(18,260)
	合計	837,352

第 1 期 決 算 公 告

令和８年８月14日

東京都中央区八丁堀二丁目13番２号
ドミノビル301号室

株式会社ショコラプレジール

代表取締役　井上　　卓

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,108
	資産合計	7,108
負債及び純資産の部	流動負債	4,610
	株主資本	2,498
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,501
	その他利益剰余金	△7,501
	（うち当期純損失）	(7,501)
	負債・純資産合計	7,108

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

東京都中央区八丁堀二丁目一三番二号
ドミノビル三〇一号室

株式会社ショコラプレジール

代表取締役　井上　卓

第 43 期決算公告

令和８年７月27日

沖縄県那覇市安謝一丁目23番８号

株式会社オカノ

代表取締役　平良　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,913,652,815
	固定資産	3,795,326,997
	資産合計	9,708,979,812
負債及び純資産の部	流動負債	2,184,477,035
	固定負債	238,274,097
	株主資本	7,286,228,680
	資本金	42,700,000
	利益剰余金	7,243,528,680
	利益準備金	10,675,000
	その他利益剰余金	7,232,853,680
	（うち当期純利益）	(636,311,426)
	負債・純資産合計	9,708,979,812

甲の貸借対照表の要旨

令和８年８月14日

東京都台東区上野五丁目17番２号

株式会社ＴＡＳＮＩＣ

代表取締役　川島宏太朗

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	50,525,765
	資産合計	50,525,765
負債及び純資産の部	流動負債	37,252,959
	負債合計	37,252,959
	株主資本	13,272,806
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	3,272,806
	その他利益剰余金	3,272,806
	（うち当期純利益）	(2,599,146)
	純資産合計	13,272,806
	負債・純資産合計	50,525,765

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

東京都台東区上野五丁目一七番二号

（甲）株式会社ＴＡＳＮＩＣ

代表取締役　川島宏太朗

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目五番九号

（乙）合同会社Ｒ＆Ｃ

代表社員　川島　里紗

第 2 期決算公告

令和８年８月14日

埼玉県白岡市下大崎873番地１

ＤＡＮＧＡＮフィルム株式会社

代表取締役　羽鳥　　等

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,977,692
	固定資産	9,396,856
	合計	19,374,548
負債及び純資産の部	流動負債	7,702,410
	役員賞与引当金	9,925
	固定負債	27,682
	株主資本	11,644,455
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,750,587
	資本準備金	10,750,587
	利益剰余金	883,868
	その他利益剰余金	883,868
	（うち当期純利益）	(884,080)
	合計	19,374,548

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

大阪市中央区森ノ宮中央二丁目一一一六シュライン森ノ宮三〇五

ｕｎｉｑｕｅ株式会社

代表取締役　シャンイフェイ

第５期決算公告

令和８年８月14日

大阪市中央区森ノ宮中央二丁目11―６シュライン森ノ宮305

ｕｎｉｑｕｅ株式会社

代表取締役　シャンイフェイ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,412
	固定資産	149,881
	合計	183,293
負債及び純資産の部	流動負債	3,236
	固定負債	148,785
	株主資本	31,271
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,271
	その他利益剰余金	1,271
	（うち当期純利益）	(76)
	合計	183,293

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し七五〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十四日

東京都品川区豊町二丁目九番一六号

株式会社三進インターナショナル

代表取締役　三上　美弥

決　算　公　告

令和８年８月14日

東京都品川区豊町二丁目９番16号

株式会社三進インターナショナル

代表取締役　三上　美弥

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,244,565
	固定資産	5,600,000
	資産合計	17,844,565
負債及び純資産の部	流動負債	8,942,214
	固定負債	3,795,000
	株主資本	5,107,351
	資本金	12,500,000
	利益剰余金	△7,392,649
	その他利益剰余金	△7,392,649
	（うち当期純利益）	(1,493,122)
	負債・純資産合計	17,844,565

第25期決算公告

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門一丁目13番５号

ロックハラード証券株式会社

代表取締役社長　大野　一志

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,983
	固定資産	8,703
	資産合計	90,687
負債及び純資産の部	流動負債	4,100
	固定負債	3,236
	退職給付引当金	2,378
	役員退職慰労引当金	733
	その他	124
	特別法上の準備金	100
	負債合計	7,436
	株主資本	83,250
	資本金	80,000
	資本剰余金	287,475
	資本準備金	149,000
	その他資本剰余金	138,475
	利益剰余金	△146,217
	その他利益剰余金	△146,217
	（うち当期純損失）	(63,059)
	自己株式	△138,006
	純資産合計	83,250
	負債・純資産合計	90,687

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞一三五六番地一

（甲）株式会社ケイエスケイ

代表取締役　柏﨑　淳

埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞一三五六番地一

（乙）有限会社リチェッタ

代表取締役　柏﨑　淳

第31期決算公告

令和８年８月14日

埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞1356番地１

株式会社ケイエスケイ

（旧社名：有限会社ケイエスケイ）

代表取締役　柏﨑　淳

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,134
	固定資産	2,815
	合計	41,949
負債及び純資産の部	流動負債	21,302
	固定負債	6,168
	株主資本	14,479
	資本金	12,000
	利益剰余金	2,479
	その他利益剰余金	2,479
	（うち当期純利益）	(2,479)
	合計	41,949

第33期決算公告

令和８年８月14日

埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞1356番地１

有限会社リチェッタ

代表取締役　柏﨑　淳

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,355
	固定資産	28,670
	合計	36,025
負債及び純資産の部	流動負債	18,735
	株主資本	17,290
	資本金	3,000
	利益剰余金	14,290
	その他利益剰余金	14,290
	（うち当期純利益）	(14,290)
	合計	36,025

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

静岡県袋井市山科二八八六番地の二

（甲）株式会社イクト

代表取締役　平井　辰憲

静岡県袋井市山科二八八六番地の二

（乙）株式会社ＫＯＹＡＳＨＩ

代表取締役　平井　辰憲

第14期決算公告　令和８年８月14日

静岡県袋井市山科2886番地の２

株式会社イクト

代表取締役　平井　辰憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	800,968
	固定資産	622,424
	資産合計	1,423,393
負債及び純資産の部	流動負債	783,734
	固定負債	599,310
	株主資本	40,013
	資本金	20,000
	利益剰余金	20,013
	その他利益剰余金	20,013
	（うち当期純損失）	(231,150)
	評価・換算差額等	335
	その他有価証券評価差額金	335
	負債・純資産合計	1,423,393

第１期決算公告

令和８年８月14日

静岡県袋井市山科2886番地の２

株式会社ＫＯＹＡＳＨＩ

代表取締役　平井　辰憲

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,665
	資産合計	12,665
負債及び純資産の部	流動負債	2,536
	株主資本	10,129
	資本金	10,000
	利益剰余金	129
	その他利益剰余金	129
	（うち当期純利益）	(129)
	負債・純資産合計	12,665

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

名古屋市西区則武新町三丁目八番一六号

（甲）株式会社康和

代表取締役　伊藤　佳子

名古屋市西区則武新町三丁目八番一六号

（乙）株式会社光和

代表取締役　伊藤　研

第２期決算公告

令和８年８月14日

名古屋市西区則武新町三丁目８番16号

株式会社光和

代表取締役　伊藤　研

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,564
	固定資産	353,894
	合計	370,458
負純資産債及の部	流動負債	362,932
	株主資本	7,526
	資本金	2,500
	利益剰余金	5,026
	その他利益剰余金	5,026
	（うち当期純利益）	(7,443)
	合計	370,458

第22期決算公告

令和８年８月14日

名古屋市西区則武新町三丁目８番16号

株式会社康和

代表取締役　伊藤　佳子

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,003
	固定資産	182,743
	繰延資産	523
	合計	239,269
負純資産債及の部	流動負債	28,824
	固定負債	232,714
	株主資本	△22,269
	資本金	7,500
	利益剰余金	△29,769
	その他利益剰余金	△29,769
	（うち当期純利益）	(11,973)
	合計	239,269

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業、資金管理事業及び総務経理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　七十九頁（号外第二五五号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十四日

名古屋市中区栄一丁目九番一六号

（甲）山藤福谷株式会社

代表取締役　福谷藤七郎

名古屋市中区栄一丁目九番一六号

（乙）株式会社福谷

代表取締役　福谷藤七郎

第98期決算公告

令和８年８月14日

名古屋市中区栄一丁目９番16号

株式会社福谷

代表取締役　福谷藤七郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,316,986
	固定資産	3,849,262
	合計	8,166,249
負純資産債及の部	流動負債	2,508,208
	固定負債	349,932
	株主資本	5,308,108
	資本金	100,000
	資本剰余金	42,591
	資本準備金	42,591
	利益剰余金	5,165,516
	利益準備金	12,578
	その他利益剰余金	5,152,938
	（うち当期純利益）	(366,073)
	合計	8,166,249

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十四日

名古屋市中区栄一丁目九番一六号

（甲）株式会社福谷

代表取締役　福谷藤七郎

愛知県豊橋市絹田町六〇番地

（乙）有限会社本郷商店

代表取締役　福谷藤七郎

第33期決算公告

令和８年８月14日

愛知県あま市新居屋清明50番地

カサジン株式会社

代表取締役　渡邉　琢也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,701,165
	固定資産	87,796,721
	合計	90,497,886
負純資産債及の部	流動負債	1,019,056
	固定負債	74,123,023
	株主資本	15,355,807
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	5,355,807
	合計	90,497,886

(注)　当期純利益　3,979,231円

第59期決算公告

令和８年８月14日

愛知県あま市新居屋清明50番地

縄甚協立株式会社

代表取締役　渡邉　琢也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	182,947,792
	固定資産	93,777,978
	合計	276,725,770
負純資産債及の部	流動負債	32,881,547
	株主資本	243,844,223
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	233,844,223
	合計	276,725,770

(注)　当期純利益　4,229,224円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

愛知県あま市新居屋清明五〇番地

（甲）縄甚協立株式会社

代表取締役　渡邉　琢也

愛知県あま市新居屋清明五〇番地

（乙）カサジン株式会社

代表取締役　渡邉　琢也

第４期決算公告

令和８年８月14日

熊本県上天草市松島町合津6215番地の22

株式会社シークルーズリゾート

代表取締役　瀬﨑　公介

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,859
	合計	30,859
負純資産債及の部	流動負債	17,990
	株主資本	12,869
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,869
	その他利益剰余金	11,869
	（うち当期純利益）	(6,635)
	合計	30,859

第49期決算公告

令和８年８月14日

熊本県上天草市松島町合津6215番地の22

株式会社シークルーズ

代表取締役　瀬﨑　公介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,373
	固定資産	211,813
	合計	306,186
負純資産債及の部	流動負債	51,208
	固定負債	102,009
	株主資本	152,967
	資本金	10,000
	利益剰余金	142,967
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	141,717
	（うち当期純利益）	(19,900)
	合計	306,186

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

熊本県上天草市松島町合津六二一五番地の二二

（甲）株式会社シークルーズ

代表取締役　瀬﨑　公介

熊本県上天草市松島町合津六二一五番地の二二

（乙）株式会社シークルーズリゾート

代表取締役　瀬﨑　公介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

宮城県登米市迫町佐沼字新大瀬一四三番地

（甲）株式会社ＨＡＲＥＲＵＹＡ

代表取締役　阿部　寛樹

宮城県登米市迫町佐沼字新大瀬一四三番地

（乙）株式会社Ｈａｒｕｋａｚｅ

代表取締役　阿部　寛樹

第４期決算公告

令和８年８月14日

宮城県登米市迫町佐沼字新大瀬143番地

株式会社Ｈａｒｕｋａｚｅ

代表取締役　阿部　寛樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	134,450
	固定資産	13,580
	合計	148,030
負純資債及産びの部	流動負債	41,784
	固定負債	24,055
	株主資本	82,191
	資本金	3,000
	利益剰余金	79,191
	その他利益剰余金	79,191
	（うち当期純利益）	(66,098)
	合計	148,030

第５期決算公告

令和８年８月14日

宮城県登米市迫町佐沼字新大瀬143番地

株式会社ＨＡＲＥＲＵＹＡ

代表取締役　阿部　寛樹

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	113,613
	固定資産	18,298
	合計	131,911
負純資債及産びの部	流動負債	25,111
	固定負債	15,251
	株主資本	91,549
	資本金	1,000
	利益剰余金	90,549
	その他利益剰余金	90,549
	（うち当期純利益）	(35,989)
	合計	131,911

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産関連及び資産管理関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

千葉県船橋市本中山三丁目二四番一九号

（甲）すまいホーム株式会社

代表取締役　竹内　良太

千葉県船橋市本中山三丁目二四番一九号

（乙）住ハウジング株式会社

代表取締役　竹内　良太

決算公告

令和８年８月14日

千葉県船橋市本中山三丁目24番19号

住ハウジング株式会社

代表取締役　竹内　良太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,218,797
	固定資産	396,736
	合計	1,615,534
負純資債及産びの部	流動負債	707,448
	固定負債	400,777
	株主資本	507,308
	資本金	98,000
	利益剰余金	409,308
	利益準備金	1,530
	繰越利益剰余金	407,778
	（うち当期純利益）	(852)
	合計	1,615,534

決算公告

令和８年８月14日

千葉県船橋市本中山三丁目24番19号

すまいホーム株式会社

代表取締役　竹内　良太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	530
	固定資産	610
	合計	1,140
負純資債及産びの部	流動負債	1,600
	固定負債	5,100
	株主資本	△5,559
	資本金	3,000
	利益剰余金	△8,559
	繰越利益剰余金	△8,559
	（うち当期純損失）	(137)
	合計	1,140

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

山口県下関市東大和町一丁目二番三号

（甲）海清水産株式会社

代表取締役　松井　大輔

山口県下関市川中豊町七丁目一四番二号

（乙）株式会社ブランチ

代表取締役　中重　秀之

第19期決算公告

令和８年８月14日

山口県下関市川中豊町七丁目14番２号

株式会社ブランチ

代表取締役　中重　秀之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,540
	固定資産	10,139
	合計	18,679
負純資債及産びの部	流動負債	16,750
	固定負債	56,220
	株主資本	△54,291
	資本金	10,000
	利益剰余金	△64,291
	その他利益剰余金	△64,291
	（うち当期純損失）	(2,828)
	合計	18,679

第47期決算公告

令和８年８月14日

山口県下関市東大和町一丁目２番３号

海清水産株式会社

代表取締役　松井　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,602,072
	固定資産	216,198
	合計	1,818,270
負純資債及産びの部	流動負債	748,621
	固定負債	203,720
	株主資本	865,929
	資本金	10,000
	利益剰余金	855,928
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	852,928
	（うち当期純利益）	(63,557)
	合計	1,818,270

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

徳島県三好郡東みよし町足代九一六番地

（甲）株式会社谷藤ファーム

代表取締役　谷藤　哲弘

宮崎県日南市北郷町北河内五〇九一番地三五

（乙）株式会社宮崎谷藤ファーム

代表取締役　谷藤　真斗

第28期決算公告

令和８年８月14日

宮崎県日南市北郷町北河内5091番地35

株式会社宮崎谷藤ファーム

代表取締役　谷藤　真斗

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	171,169
	固定資産	31,411
	合計	202,580
負純資債及産びの部	流動負債	157,740
	固定負債	21,763
	株主資本	23,076
	資本金	5,000
	利益剰余金	18,076
	その他利益剰余金	18,076
	（うち当期純利益）	(56)
	合計	202,580

第52期決算公告

令和８年８月14日

徳島県三好郡東みよし町足代916番地

株式会社谷藤ファーム

代表取締役　谷藤　哲弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,499,117
	固定資産	811,504
	繰延資産	50
	合計	2,310,671
負純資債及産びの部	流動負債	1,272,817
	固定負債	743,929
	株主資本	293,925
	資本金	74,999
	資本剰余金	24,999
	利益剰余金	193,926
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	193,426
	（うち当期純利益）	(741)
	合計	2,310,671

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し四千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

栃木県那須烏山市城東一九番四〇号
株式会社ハーマン
代表取締役　馬場信太郎

第40期決算公告

令和８年８月14日

栃木県那須烏山市城東19番40号
株式会社ハーマン
代表取締役　馬場信太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	883,440	流動負債	189,603
固定資産	976,069	固定負債	283,677
		（うち役員退職慰労引当金）	（279,027）
		株主資本	1,386,228
		資本金	75,000
		資本剰余金	18,750
		資本準備金	18,750
		利益剰余金	1,292,479
		その他利益剰余金	1,292,479
		（うち当期純利益）	（285,770）
資産合計	1,859,509	負債・純資産合計	1,859,509

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十四日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号
Ｍｅｄｉｔａｌ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
株式会社　代表取締役　大芝　竜敬

第３期決算公告

令和８年８月14日　東京都千代田区大手町一丁目６番１号
Medital Holdings株式会社
代表取締役　大芝　竜敬

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	81,649,303	流動負債	7,307,038
固定資産	7,204,040,000	固定負債	716,663,013
		株主資本	6,558,441,752
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	6,607,010,000
		資本準備金	5,337,005,000
		その他資本剰余金	1,270,005,000
		利益剰余金	△98,568,248
		その他利益剰余金	△98,568,248
		（うち当期純損失）	（23,377,414）
		新株予約権	3,277,500
資産合計	7,285,689,303	負債・純資産合計	7,285,689,303

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十四日

千葉県旭市ニ一七二〇番地二
（甲）株式会社ホンダカーズ東総
代表取締役　加瀬　一幸

千葉県茂原市小林一六一八番地二
（乙）株式会社ホンダカーズ茂原
代表取締役　弓削　高志

千葉県木更津市朝日三丁目一〇番一四号
（丙）株式会社ホンダカーズ木更津
代表取締役　田中　良樹

第51期決算公告

令和８年８月14日

千葉県茂原市小林1618番地２
株式会社ホンダカーズ茂原
代表取締役　弓削　高志

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	520,005
	固定資産	852,478
	合計	1,372,484
負債及び純資産の部	流動負債	686,345
	賞与引当金	3,500
	固定負債	300,405
	株主資本	385,733
	資本金	10,000
	利益剰余金	375,733
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	375,633
	（うち当期純利益）	（59,083）
	合計	1,372,484

第59期決算公告

令和８年８月14日

千葉県木更津市朝日三丁目10番14号
株式会社ホンダカーズ木更津
代表取締役　田中　良樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	792,988
	固定資産	925,234
	合計	1,718,222
負債及び純資産の部	流動負債	859,616
	固定負債	336,733
	退職給付引当金	24,810
	株主資本	521,872
	資本金	10,000
	利益剰余金	511,872
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	509,172
	（うち当期純利益）	（79,580）
	合計	1,718,222

第42期決算公告

令和８年８月14日　千葉県旭市ニ1720番地２
株式会社ホンダカーズ東総
代表取締役　加瀬　一幸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,973,459	流動負債	2,073,340
固定資産	2,440,704	固定負債	720,034
		株主資本	1,620,788
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	1,559,365
		利益準備金	2,885
		その他利益剰余金	1,556,480
		（うち当期純利益）	（203,705）
		自己株式	△8,577
合計	4,414,163	合計	4,414,163

第33期決算公告　令和８年８月14日
埼玉県白岡市下大崎911番地５
株式会社グリーンパックス
代表取締役　吉田　光昭
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	619,625
	固定資産	133,574
	合計	753,200
負債及び純資産の部	流動負債	196,679
	賞与引当金	48,236
	固定負債	73,825
	退職給付引当金	73,825
	株主資本	482,695
	資本金	20,000
	利益剰余金	462,695
	利益準備金	1,627
	その他利益剰余金	461,068
	（うち当期純利益）	(34,331)
	合計	753,200

第18期決算公告　令和８年８月14日
東京都北区中里一丁目二二番五一五〇一号
株式会社ノルソル
代表取締役　谷中　碧
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,784
	固定資産	146,744
	資産合計	209,529
負債及び純資産の部	流動負債	157,765
	固定負債	90,230
	株主資本	△38,465
	資本金	5,000
	利益剰余金	△43,465
	その他利益剰余金	△43,465
	（うち当期純損失）	(130,547)
	負債・純資産合計	209,529

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年九月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月一日に予定しておりますこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和八年八月十四日
東京都足立区梅島二丁目八番一〇号
（甲）株式会社ＩＯＡ
代表取締役　佐藤　勝彦
東京都北区中里一丁目二二番五―五〇一号
（乙）株式会社ノルソル
代表取締役　谷中　碧

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億千三百七十五万円減少し、八千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和八年八月十四日
東京都新宿区新小川町三番九号
株式会社平河工業社
代表取締役　和田　淳子

第18期決算公告
令和８年８月14日
東京都港区東新橋一丁目１番21号
今朝ビル９階
株式会社ＡｆｏｒＬ
代表取締役　若生　健
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,466
	固定資産	384,972
	資産合計	416,438
負債及び純資産の部	流動負債	306,165
	株主資本	110,273
	資本金	94,200
	利益剰余金	16,073
	利益準備金	280
	その他利益剰余金	15,792
	（うち当期純利益）	(11,074)
	負債・純資産合計	416,438

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金四千四百二十万円減少し、その全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。ただし同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年八月十四日
東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階
株式会社ＡｆｏｒＬ
代表取締役　若生　健

第72期決算公告

令和８年８月14日

東京都新宿区新小川町３番９号
株式会社平河工業社
代表取締役　和田　淳子

貸借対照表の要旨
（令和７年10月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,220,022
	固定資産	10,963,016
	資産合計	13,183,038
負債及び純資産の部	流動負債	2,464,296
	賞与引当金	34,474
	役員賞与引当金	70,000
	固定負債	565,318
	役員退職慰労引当金	565,318
	株主資本	10,039,293
	資本金	293,750
	資本剰余金	193,750
	資本準備金	193,750
	利益剰余金	10,078,997
	利益準備金	73,437
	その他利益剰余金	10,005,560
	（うち当期純利益）	(16,090)
	自己株式	△527,204
	評価・換算差額等	114,130
	負債・純資産合計	13,183,038

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び丁の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和八年八月十四日
熊本市東区保田窪四丁目一四番九七号
（甲）株式会社吉野実業
代表取締役　吉野　美幸
熊本市東区保田窪四丁目一四番九七号
（乙）合同会社ラッキーレオン
代表社員　株式会社吉野実業
職務執行者　吉野　美幸
熊本市東区保田窪四丁目一四番九七号
（丙）合同会社グローリーセブン
代表社員　株式会社吉野実業
職務執行者　吉野　美幸
熊本市東区保田窪四丁目一四番九七号
（丁）株式会社フォーエス
代表取締役　吉野　美幸

第42期決算公告
令和８年８月14日
熊本市東区保田窪四丁目14番97号
株式会社吉野実業
（旧商号　有限会社吉野実業）
代表取締役　吉野　美幸
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	246,698
	固定資産	3,606,885
	合計	3,853,584
負債及び純資産の部	流動負債	149,523
	固定負債	3,220,009
	株主資本	484,050
	資本金	5,000
	利益剰余金	479,050
	その他利益剰余金	479,050
	（うち当期純損失）	(11,750)
	合計	3,853,584

第12期決算公告
令和８年８月14日
熊本市東区保田窪四丁目14番97号
株式会社フォーエス
代表取締役　吉野　美幸
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	86,426
	固定資産	1,277,718
	合計	1,364,145
負債及び純資産の部	流動負債	2,215
	固定負債	1,317,185
	株主資本	44,744
	資本金	1,000
	利益剰余金	43,744
	その他利益剰余金	43,744
	（うち当期純損失）	(13,684)
	合計	1,364,145

第２期決算公告

令和８年８月14日

埼玉県白岡市下大崎873番地１
大成ラミック株式会社
代表取締役　土屋　和男

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,614,668	流動負債	10,069,243
固定資産	3,771,497	賞与引当金	417,370
		役員賞与引当金	12,485
		固定負債	17,055
		退職給付引当金	16,986
		株主資本	7,299,867
		資本金	310,000
		資本剰余金	5,535,220
		資本準備金	5,535,220
		利益剰余金	1,454,646
		その他利益剰余金	1,454,646
		（うち当期純利益）	（1,454,996）
合計	17,386,166	合計	17,386,166

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　二二三頁（号外第一四〇号）

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年八月十四日

大阪市西区靭本町三丁目一〇番一五号
（甲）スタンダードケミックス株式会社
代表取締役　河野　義典

大阪市西区靭本町三丁目一〇番一五号
（乙）スタンダード開発株式会社
代表取締役　米田　正明

大阪市西区靭本町三丁目一〇番一五号
（丙）スタンダードサービス株式会社
代表取締役　河野　義典

第46期決算公告

令和８年８月14日

大阪市西区靭本町三丁目10番15号
スタンダード開発株式会社
代表取締役　米田　正明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,900	流動負債	121
固定資産	1,399	負債合計	121
		株主資本	14,179
		資本金	10,000
		利益剰余金	4,179
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,679
		（うち当期純損失）	（816）
		純資産合計	14,179
資産合計	14,300	負債・純資産合計	14,300

第62期決算公告

令和８年８月14日

大阪市西区靭本町三丁目10番15号
スタンダードサービス株式会社
代表取締役　河野　義典

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	247,648	流動負債	114
固定資産	6,318	負債合計	114
有形固定資産	4,473	株主資本	253,851
無形固定資産	844	資本金	10,000
投資その他の資産	1,000	資本剰余金	12,000
		その他資本剰余金	12,000
		利益剰余金	231,851
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	229,351
		（うち当期純損失）	（6,226）
		純資産合計	253,851
資産合計	253,966	負債・純資産合計	253,966

第20期決算公告

令和８年８月14日　　東京都港区六本木一丁目６番１号

新生インベストメント＆ファイナンス株式会社

代表取締役　山本　　豊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	142,003	流動負債	123,337
固定資産	862	（賞与引当金）	（206）
		（役員賞与引当金）	（12）
		（債務保証損失引当金）	（38）
		固定負債	2,583
		（退職給付引当金）	（512）
		負債合計	125,921
		株主資本	16,944
		資本金	100
		資本剰余金	6,880
		資本準備金	850
		その他資本剰余金	6,030
		利益剰余金	9,964
		その他利益剰余金	9,964
		純資産合計	16,944
資産合計	142,866	負債・純資産合計	142,866

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	6,312	匿名組合分配金控除前当期純利益	2,510
売上原価	1,906	匿名組合分配金	41
売上総利益	4,406	税引前当期純利益	2,468
販売費及び一般管理費	1,913	法人税、住民税及び事業税	726
営業利益	2,493	法人税等調整額	△ 290
営業外損益	14	当期純利益	2,033
経常利益	2,508		
特別損益	2		

第94期決算公告

令和８年８月14日　　愛媛県今治市小浦町１丁目４番52号

今治造船株式会社

代表取締役　檜垣　幸人

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	730,733	流動負債	548,681
固定資産	479,668	固定負債	76,880
有形固定資産	169,746	株主資本	503,070
無形固定資産	776	資本金	30,000
投資その他の資産	309,144	資本剰余金	21,483
		資本準備金	4,020
		その他資本剰余金	17,462
		利益剰余金	451,599
		利益準備金	777
		その他利益剰余金	450,822
		自己株式	△12
		評価・換算差額等	81,768
		その他有価証券評価差額金	88,933
		繰延ヘッジ損益	△7,164
資産合計	1,210,401	負債・純資産合計	1,210,401

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	600,550	経常利益	48,148
売上原価	548,647	特別損益	94
売上総利益	51,903	税引前当期純利益	48,242
販売費及び一般管理費	10,738	法人税、住民税及び事業税	23,504
営業利益	41,165	法人税等調整額	△5,892
営業外損益	6,983	当期純利益	30,631